

令和8年 第2回

甲佐町議会 6 月定例会会議録

令和8年6月12日～令和8年6月16日

熊本県甲佐町議会

令和8年6月定例会会議録

熊本県甲佐町議会

令和 8 年第 2 回甲佐町議会（定例会）目次

○6月12日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
散会	5

○6月15日（第2号）

出席議員	6
欠席議員	6
本会議に職務のために出席した者の職氏名	6
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	6
開議	8
日程第1 一般質問	8
散会	50

○6月16日（第3号）

出席議員	51
欠席議員	51
本会議に職務のために出席した者の職氏名	51
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	51
開議	53
日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について	53
日程第2 承認第3号 専決処分の報告及び承認について (専第2号 甲佐町税条例の一部を改正する条例)	54
日程第3 承認第4号 専決処分の報告及び承認について (専第3号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例)	57
日程第4 承認第5号 専決処分の報告及び承認について (専第4号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第11号))	59

日程第 5	承認第 6 号	専決処分の報告及び承認について (専第 5 号 令和 7 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正 予算 (第 6 号))	64
日程第 6	承認第 7 号	専決処分の報告及び承認について (専第 6 号 令和 7 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号))	68
日程第 7	承認第 8 号	専決処分の報告及び承認について (専第 7 号 令和 7 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正 予算 (第 6 号))	69
日程第 8	報告第 1 号	令和 7 年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に ついて	71
日程第 9	報告第 2 号	令和 7 年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の 報告について	76
日程第10	報告第 3 号	令和 7 年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告に ついて	77
日程第11	議案第34号	工事請負契約の締結について	78
日程第12	議案第35号	工事請負契約の締結について	80
日程第13	議案第36号	令和 8 年度甲佐町一般会計補正予算 (第 1 号)	84
日程第14	議案第37号	令和 8 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	87
日程第15	議員の派遣について		88
日程第16	各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について		89
閉会			90

6 月 1 2 日（金曜日）

令和8年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第1号）

1. 招集年月日 令和8年6月12日
1. 招集の場所 甲佐町議会議場
1. 開会・開議 6月12日 午前10時00分 議長宣告
1. 散会 6月12日 午前10時9分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 井上幸介 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
企画課長 本田幸嗣	地域振興課長 羽祢田直美
危機管理防災課長 佐藤大治	税務課長 松野洋幸
住民生活課長 宮崎貴美代	健康推進課長 早崎伊津子
福祉課長 高原貞典	環境衛生課長 田上和広
農政課長 上古閑一徳	建設課長 白石亨
会計課長 渡邊友美	
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 奥名雄吉
社会教育課長 内田健司	
農業委員会事務局長 上古閑一徳	選挙管理委員会書記長 荒田慎一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより、令和8年第2回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮本修治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番佐野安春議員、6番荒田博議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮本修治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

6番、荒田議会運営委員長。

○議会運営委員長（荒田博君） おはようございます。議会運営委員会でのご報告をいたします。先の定例会において付託を受けておりました令和8年第2回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。去る6月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財政係長の出席を求め、議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、配布のとおり会期を本日6月12日から16日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、13日及び14日は、議案調査のため休会、15日は一般質問、16日は諮問案件、承認案件、報告案件、工事請負契約の締結案件、令和8年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり、議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願い申し上げご報告といたします。

○議長（宮本修治君） 会期の日程については、ただいまの荒田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの荒田委員長の報告のとおり、本日6月12日から16日までの5日間と決定いたしました。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、承認第3号から承認第8号までの専決処分の報告及び承認について、報告第1号から報告第3号までの令和7年度甲佐町一般会計及び介護保険特別会計並びに水道事業会計繰越明許費繰越計算書の報告について、議案第34号及び議案第35号の工事請負契約の締結について、議案第36号、令和8年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)、議案第37号、令和8年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長（宮本修治君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） おはようございます。本日は令和8年第2回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変ご多忙のなかご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、今期定例会に提出いたしております議案について、ご説明を申し上げます。

今期、定例会にご提案いたしております案件は、諮問案件1件、承認案件6件、報告案件3件、工事請負契約の締結案件2件、補正予算案件2件の、併せて14件であります。

先ず、諮問案件といたしましては「人権擁護委員候補者の推薦について」を、承認案件につきましては「税条例等の一部改正と令和7年度一般会計及び特別会計補正予算に係る専決処分の報告及び承認」の合わせて6件を、報告案件といたしましては「令和7年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書」「甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書及び水道事業会計予算繰越計算書の報告について」の3件を、工事請負契約の締結につきましては、西寒野地区鹿生田堰頭首工災害復旧工事及び町道船津上早川線甲佐大橋補修工事に係る契約の締結の2件について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、ご議決を求めるものでございます。補正予算案件としましては、令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）について、主に物価高騰対策重点事業、農地利用効率化等交付金事業、農業共同利用施設再編集約合理化支援事業の追加などによる増額補正となっております。まず、歳出の主なものとしましては民生費の資格確認システム改修事業に160万3,000円、農業費の担い手確保経営強化支援事業補助金に394万8,000円、初期投資促進事業補助金に342万4,000円などの増額補正を行っております。次に、歳入の主なものにつきましては、地域診療情報連携推進費補助金に98万8,000円、担い手確保経営強化支援事業補助金に245万8,000円、初期投資促進事業補助金に342万5,000

円の追加等を行い、総額で5,286万7,000円を追加し、補正後の総額を149億1,929万7,000円としております。最後に令和8年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険システム改修業務委託料に73万2,000円などの増額補正を行い、補正後の総額を16億6,395万8,000円としております。以上、今期定例会にご提案いたしております、各議案について、ご説明を申し上げましたが、各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明を行わせますので、適切なご議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本修治君） 以上で、町長の提案理由の説明を終わります。

○議長（宮本修治君） 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日13日と明後日14日は議案調査のため休会、15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時9分

6月15日（月曜日）

令和8年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和8年6月12日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 6月15日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 6月15日 午後2時42分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	3番 鳴瀬美善	4番 森田精子
5番 佐野安春	6番 荒田博	7番 宮本修治
8番 福田謙二	9番 井芹しま子	10番 宮川安明
11番 本田新		

1. 欠席議員

2番 田中孝義

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 井上幸介 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
企画課長 本田幸嗣	地域振興課長 羽祢田直美
危機管理防災課長 佐藤大治	税務課長 松野洋幸
住民生活課長 宮崎貴美代	健康推進課長 早崎伊津子
福祉課長 高原貞典	環境衛生課長 田上和広
農政課長 上古閑一徳	建設課長 白石亨
会計課長 渡邊友美	
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 奥名雄吉
社会教育課長 内田健司	
農業委員会事務局長 上古閑一徳	選挙管理委員会書記長 荒田慎一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。皆様にお知らせします。2番田中議員から本日の会議の欠席届けが出ております。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 一般質問

○議長（宮本修治君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に3番、鳴瀬美善議員の質問を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） おはようございます。一般質問通告書により質問をさせていただきます。まず初めに 質問事項1番といたしまして、防災・減災・災害から命と暮らしを守る対策ということについてでございます。令和7年8月の豪雨災害から1年を迎えようとする中、今年も梅雨入りを迎え、防災への備えは不可欠なものと捉えております。先の災害復旧の状況や災害を教訓とした今後の町の対策や考えについて質問をさせていただくもので、令和7年8月発生 of 豪雨災害の復旧状況と被害額や補助率等について主管課、その説明と並びに町全体としての被害額の総額の説明について執行部の説明を求めます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは災害復旧状況につきましては提出しております資料で説明させていただきます。提出資料をご覧ください。公共土木施設災害復旧事業概要について建設課から説明させていただきます。公共土木災害復旧事業の被害額につきましては河川災が32件の約5億6,000万円、道路災が49件の約15億800万円、橋梁災が1件約900万円となっております。合計の82件、約20億7,800万円となっております。このうち発注済みが24件で、工事が完了しているものが10件の約7,600万円です。財源内訳としましては国庫負担金の負担金率が92.5%、約19億2,200万円で、事業費からこの負担金を差し引いた残りが災害復旧事業債、約1億5,600万円と一般財源4万8,000円で見込んでいます。公共土木施設災害復旧の状況説明は以上となります。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 農政課での農業災害についてお答えします。農地が3箇所、被害額といたしましては査定額で約2,400万円、復旧率としましては0%ですが全て発注済

みで、補助率につきましては通常50%であります但激甚災害となり94.5%となっております。次に農業用施設ですが箇所数が19か所、被害額としましては査定額で2億1,800万円、復旧率としまして1箇所竣工の5.3%、すべてが工事発注済みですが、明日上程しております1箇所が仮契約であります。補助率につきましては通常65%であります但激甚災害となり98.6%となっております。次に林業用施設災害ですが箇所数が林道7路線7か所の19工区、被害額が査定額で約1億8,600万円、復旧率は15.8%ですが林道のほとんどが袋小路となっているため、手前から工事に着工しないと奥へ施工できないため13工区で未発注となっております。補助率が通常50%ですが、こちらでも激甚災害で96.8%となっております。財源内訳としましては補助金の90%が災害復旧事業債となります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 社会教育の管理施設の災害状況についてお知らせいたします。社会教育課の管理施設の災害復旧箇所といたしましては4施設ございます。まず陣ノ内城跡の堀の崩壊災害における災害復旧事業の被害額は5,183万1,000円となります。財源内訳としましては国庫負担金の負担金率が70%の3,175万1,000円、県費負担金が5%の226万7,000円となり、事業費から国・県負担金を差し引いた残りは災害復旧事業債1,130万円と一般財源651万3,000円で見込んでおります。進捗状況といたしましては現在、測量設計を実施中でありまして年度中の復旧の予定を考えております。次に熊本甲佐総合運動公園の土砂流入における災害復旧事業の被害額は1億9,857万9,000円となります。財源内訳といたしましては国庫負担金の負担金率が92.5%の1億5,216万2,000円となり、事業費から負担金を差し引いた残りは災害復旧事業債1,230万円と一般財源3,411万7,000円で見込んでおります。進捗状況といたしましては残り野球場・ソフトボール場・ランニングコースの復旧を今年度6月いっぱい完了し、芝の養生も考慮しながら8月からの全施設供用開始を予定しております。なおこの総合運動公園の復旧事業費の一般財源が高額となっている理由につきましては、工事費の物価高騰分や追加工事を制した増額分として一般財源に予算計上しているため高額になっているところでございます。実際、工事費が増額になった場合は改めて国庫負担金、災害復旧事業債への追加申請を行う予定でございます。資料中の被害額と補助対象額の差額についても増額分を想定している数値となっております。次にグリーンパル甲佐、グランドゴルフ場の土砂流入における災害復旧事業の被害額は2,224万7,500円となります。財源内訳といたしましては災害復旧事業債2,220万円と一般財源4万7,500円で見込んでおります。進捗状況といたしましては測量設計を完了し今月より工事を開始し、芝の養生も考慮しながら8月からの供用開始を予定しております。最後に白旗小学校前の緑川グラウンドの土砂流入における災害復旧事業の被害額は254万2,000円となります。財源内訳といたしましては国庫負担金の負担金率が66.7%の169万5,000円となり、事業費から負担金を差し引いた残りにおきましては災害復旧事業債80万円と一般財源4万7,000円で見込んでおります。進捗状況にいたしましては令和7年9月に工事を完了し現在供用中でございます。社会教育施設の災害復旧事業の状況は以上となります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今それぞれの主管課担当課の方から説明をいただきました。この中で農政課、主管の中でこの表にはあらわれては来ておられないと思いますけれども、昨年の災害で自力復旧事業ということで40万に満たない未満償といたしますか、そちらの方についても町の方からも支援をいただいて、9割の補助いただいたということで地域の方々、被災を受けられた方々については非常に大きな貢献があったということで認識をしております。それについての対象となった件数とか事業費、それとその復旧率、もう田植えの時期を迎えておりますけれども、その復旧率等について伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 自力復旧事業につきましてお答えします。自力復旧事業につきましては激甚災害となったことにより事業に取り組むことが可能となり、本来補助率50%でしたが、町が補助率の上乗せを40%行い補助率90%で9行政区24名63筆の728万4,000円を支給いたしました。今年度になりまして相談がないことから無事に復旧できたものと認識しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。もう1つ、今度はこの表の総括としてお尋ねをさせていただきます。この財源内訳の表を見てそれぞれ国庫負担金、災害復旧事業債、一般財源という内訳がございます。この中で一般財源というのは町が直接持ち出すお金ということで認識をいたします。お尋ねいたしたいのは災害復旧事業債についてでございますけれども、これを見ますと充当率がそれぞれ100%だったり90%だったりということでございます。それに対して交付税率が95%だったり、少ないものであれば47.5%というような率がございます。この考え方について私なりに思うのは、この災害復旧事業債の対象となる事業費に対して充当率をかけて、さらにそれに対して交付税率をかければ、残った分が町からの持ち出しになるのかなという考えを持っておりますけれども、その考え方について担当課の方から説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今鳴瀬議員がおっしゃるとおり、そういう形で計算すると一般財源が出てくるというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それも含めたところで今それぞれの主管課で説明をいただきました。自力復旧についても説明を追加いただきましたけれども、町全体として昨年の8月の10日から11日、その1日に降った雨によって大きな被害が出たと思うんですよ。概算でも結構ですので全体としてどのくらいの災害があったのか、金額的なものを教えていただけますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは町全体としての被害額についてお答えします。今答弁がありました建設課、農政課、社会教育課の分と合わせまして、その他の災害復旧費を

加えた被害額は総額で約28億2,364万円というふうになります。またそれに合わせまして応急復旧費、災害ごみの処理に関する経費合わせて災害救助費等を含めると概算にはなりますけれども、30億6,000万になると見込んでおります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、総務課長がおっしゃられました総額で30億6,000万円ということですね。先ほどの総務課長がお答えいただきましたけれども、災害復旧事業債とかいうことで一般財源の話もしました。この提出いただいたこの資料の金額を私なりに計算して合計をしてみたところなんです。国庫負担金についてはストレートで分かりますけれども、一般財源の合計をしましたところ一般財源は4,190万円です。それと先ほどの災害復旧事業債、その充当率と交付税率を計算してみてこの表の全てを合計しましたところ2,207万5,000円ということになりました。合計を一般財源と合わせて合計いたしますと6,397万5,300円という金額が出たところなんです。概ね6,400万円の一般財源が町の方から出ていくという思いを持っております。そうした中で今総額について30億6,000万円ということでございました。それでその中でこの占める割合、一般財源と災害復旧事業債の補助残6,300万、6,400万として計算いたしますと、2.09%の率ということでございます。考えてみると100円として考えると2円になりますかね。2%ですね。分かりやすく言えばですよ。ただ全体の総額が30億6,000万あるということで、その一般財源が6,400万あるということをお考え、その2%にしても相当な町の持ち出しはあったのではないかという思いがあります。そういったことを踏まえて、私が思うには1回の大雨でこれだけ多くの被害が発生すること、また今皆さん方からも説明いただいておりますが災害復旧については原形復旧ですよというお話もいただいております。元に戻すのにこれだけの1回の雨でこれだけの30億を超えるような被害が出るということを踏まえれば、いかに災害を出さないか、たとえ発災しても最小限に抑えるかが課題ではないかと私は考えます。そういったことを踏まえて次の2番の質問なんですけれども、そういった先の災害を教訓として実施した事業や今後の防災計画、内水被害対策も含めてですけれども、担当課による説明とこれについては町長の総括的な考えもいただきたいと思っております。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは先の豪雨災害を教訓としてどのような事業を行ったかというご質問ですけれども、これまで平成19年7月、それから平成28年6月といった豪雨災害が発生しておりまして、これにより町内全域において大きな被害を受けたところでございます。このため短期及び中長期的な計画として対策として内水対策計画を策定しておりまして、大町排水ポンプ場や下横田排水ポンプ場の整備、それから大井手川の稼働掘削、馬門川の溜池改修事業などを実施してきたところでございます。これらの整備において一定の効果は得られておりますけれども、昨年の8月豪雨につきましては線状降水帯が発生しまして記録的な豪雨となり短時間で想定以上の雨水が河川や水路に流入したものでございます。多くの場所で浸水被害が起こったところです。現在も中長期計画に基づきましてあゆみ、それから中学校下のスポーツセンターの駐車場に雨水貯留浸透施設の整備や

下横田排水ポンプ場の改修工事など、内水被害を軽減させる対策について早期に進めているところでございます。また竜野川特定都市河川の指定を受けまして国土交通省・熊本県・学識経験者とともに流域水害対策計画の中で浸水被害を軽減させるための効果的な新たな対策を協議しているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方から今後の防災計画についての総括的な考え方について答弁をさせていただきます。近年の豪雨災害につきましては激甚化・頻発化する中で内水対策につきましては非常に重要な課題であるというふうに捉えております。昨年の8月には記録的な豪雨となり想定を超えるものとなりましたが、近年の豪雨災害は想定を超える災害を想定しなければならない時期が来ているというふうに感じているところでございます。こうした中で内水対策事業といたしましては、先ほど担当課長が説明しましたとおり、排水ポンプ場や雨水貯留浸透施設の整備などを行っておりますが、今後は南谷川の放水路の整備や調整池の整備など効果的な対策を検証しながら進めていく必要があると考えております。また竜野川合流点付近におきましても多くの浸水被害が発生しております。昨年度、竜野川につきましては特定都市河川の指定を受けましたので今後は流水水害対策計画を策定し、その中で緑川竜野川合流点処理事業や堤防整備、稼働掘削事業及び浸水上水地点もございますので、その移転事業などのハード対策や雨水浸透枳設置補助などのソフト対策を計画に位置づけて、そして計画に基づいて事業を推進してまいりたいと考えております。防災につきましては土砂災害につきましても重要な課題であると考えております。特に宮内地区におきましては昨年の8月豪雨災害で土砂堆積や道路損壊などにより長期間孤立状態となった地域もございました。孤立しないための対策につきましては現在、宮内地区を対象に危機管理防災課で防災座談会を開催し、その中でいろいろと意見をいただいておりますので、そういったご意見も踏まえて対策を検討しているところでございます。町といたしましては近年の気象状況を十分に検証し被害軽減に向けた対策を早期に実施することで町民の生命と財産を守り、町民の皆様が安心して暮らせる環境整備を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今町長の答弁でいろいろな施策や事業実施、いろいろなことを考えて前向きに進められていくということが分かりました。そういうなことも踏まえましてこれは国の方で実施されたのかと思いますけれども、3番目の質問に移りますけれども、緑川船津地区河川防災ステーションというのが本年の4月に開設をされたと思います。これについてその防災ステーションについての概要やその活用についてどのようになっているのか説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それではお答えいたします。緑川船津地区河川防災ステーション、こちらにつきましては緑川上流管内における水防活動を迅速に行うための基地として活用するための施設でありまして、水防活動を行う上で必要な土砂など緊急用資材を

備蓄しておくほか、ヘリコプターの離着陸を確保しておりまして災害が発生した場合には緊急復旧などを迅速に行います。水防センターにおきましては水防団の待機場として活用されます。施設の概要としましては運動公園の管理棟と兼用する水防センターの他に備蓄資材として根固めブロックが約500個、雑割石が約5000立米、それから土砂が3,000立米で備えられております。また平常時は防災学習の場所としても広く活用できることから、地域全体の防災力向上が期待されるものというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この防災ステーションですね。できました場所については総合運動公園の高台のところ管理棟の裏ら辺にできるということでございます。そういった施設ができて、より多くの人たちが防災について利用していただくということが一番望ましいと思います。ただ災害が水害とかが特に発生した時、そういった時に近隣の住民の方々、特に近くに住宅も団地もございますけれども、そういったその住民の方々、あそこ少し高い位置にあると認識しておりますので、そちらの方に避難場所ということで避難をしていけばいいんじゃないかというような思いは持っているところです。ただそういった利活用が今度できたので、できるかなという思いがあって質問をいたしておるんですけども、そういったところと、あそこについても今度の災害で質問しましたとおり、やはり総合運動公園については若干堤防越水した水で被害を受けるというようなことが数回あっておりますので、それよりも標高の高い位置にはありますけれども、もしそこからさらに高台への避難が必要になった場合、そういった経路についてはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 防災ステーションにつきまして災害時の緊急避難所として活用ができないかというご質問ですけれども、原則として災害時については水防活動の拠点として利用するものでございます。ただ先ほども言われましたとおり、避難場所として、車での一時的避難場所としての活用も考えられますことから、緊急の避難場所として利用も可能であるというふうに考えております。それと施設からの防災ステーションからもっと高台へ避難ができないかという経路がということでご質問がありましたけれども、防災ステーションから避難する場合の経路としては現在、道路整備計画というのに登載しております町道向坂線、こちらが美里町へつながる道路でありますので、こちらを避難経路として活用・利用できるのではないかというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今出ました向坂線、これにつきましては、次の道路整備の方でも向坂線の改良というか計画が載っておりましたので、それに関連してこの防災に関連しての利活用ができるのかなという思いでそちらの方は見ておりましたけれども、そういった中で向坂線を今後道路計画の中で改良されていくということであれば、その辺のだいたいの概要については説明いただけますでしょうか。延長だったり幅員だったりその辺が願います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 町道向坂線の道路改良事業につきましては先ほど申し上げましたとおり、道路整備5か年計画の中に登載されておりまして、その中で延長・幅員等も掲載されております。現在計画としては延長が500mで幅員が6mを予定しております。こちらにつきましては現在、用地交渉が終わりまして契約が全て完了しましたので今後は工事に着手していくことになります。また美里町側の方の整備も必要となりますことから美里町の方と協議も合わせて進めていくというふうなことになります。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今建設課長おっしゃられましたとおり、やはり隣接は美里町ですよ。甲佐町が改良していけば、おのずと美里町の方とも協議されながらやはりそういった整合性を図りながらやはり改良が両町で進めていくのが一番かなという思いがあります。そうした中でじゃあそこが改良が進んでいって避難経路として利用できる場合、甲佐の方たちが美里町の方に避難される時、美里町の方の受け入れですね、そこを避難して行くのはいいんですけど、じゃあどこに避難していけばいいのかという思いがあります。そういったところは町としては今後のそういった災害を想定して避難をしていただく場合にどういう経路、経路は今教えていただきましたけれど、美里町のこういった施設に避難をしていけばいいのか、その辺まで考えておられるのか説明をいただきます。

○議長（宮本修治君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（佐藤大治君） お答えします。美里町とは令和3年8月に提携しております甲佐町と美里町との包括連携協定に基づき令和4年7月に災害発生時などにおける避難所の相互利用に関する覚書を交わしております。この覚書により甲佐小学校の体育館と美里町立中央小学校の体育館が相互利用できる施設となっておりますので、もし緑川船津地区河川防災ステーションから更に高台への避難が必要になった場合、事前に要請する必要はございますが、町道向坂線を経由しまして中央小学校体育館の方に避難することが可能となっております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） そういった協定の中で先を見据えて進められて検討されているということであれば住民の方達も安心して暮らせるんじゃないかなという思いがあります。

それでは続きまして次の質問に移らせていただきます。次の質問は4番目といたしまして防災行政無線、無線機並びにスマートフォン等の端末登録の状況ということで質問をさせていただきます。今年の皆さん方も知っておられるとおり、5月より防災気象情報も大きく変更されたということを聞いております。町民の方への周知がより分かりやすく発信することが重要になるんじゃないかという思いがあります。特に防災行政無線のこれからの運用や新たな利用の拡充等ということで町の方ではどのように考えておられるのかという思いがあります。そういう中で現在登録されている方達の普及率や今後の利用拡充ということで質問をさせていただくものです。よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（佐藤大治君） お答えします。町の防災情報の伝達につきましては、令和7年度に更新いたしましたNTTの携帯電話の電波を活用した防災システムを基盤としており、スマートフォン向け防災アプリを主軸に情報発信を行っているところであります。まず戸別受信機の配布状況についてお答えします。今回導入しました戸別受信機は携帯電話の電波を通じて防災無線の音声を受信する専用端末になっております。高齢者のみの世帯やスマートフォンの取り扱いが困難な方など、また公共施設や行政区の公民館などを対象に現在までに1,771台を配布済みとしております。次にスマートフォンアプリの登録状況についてです。本町の防災行政無線は携帯電話を活用した仕組みであることから、アプリによる受信が最も確実であり、現時点での登録端末数は2,907件、人口比例で29.9%の登録率となっております。これは6月1日現在の数値となっております。引き続き広報紙や地域行事の周知、窓口での登録支援などを通じて普及を図ってまいりたいと思っております。議員の言われましたとおり、今年5月から気象庁の防災気象情報が大きく見直されたことを踏まえ、町民の皆様により分かりやすく情報をお伝えすることがこれまで以上に重要であると認識しております。今回の見直しでは大雨警報などの基準の再整理、危険度分布キキクルの改善、情報名称の簡素化、分かりやすさの向上など、町民の皆様が自分はどう行動するべきかを判断しやすくなるような変更が行われております。本町といたしましてもこれらの変更点を踏まえ今月の広報紙でも紹介しておりますが、今後もアプリでの通知内容の工夫、ホームページの解説記事の充実など新しい情報体系に合わせ、わかりやすい周知に取り組んでまいります。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 普及率が30%ということで、これからますます登録者が増えてそれが利活用できるような形になるように進めていっていただきたいと思います。

次の質問に入ります。次の質問については自主防災組織の活動とその重要性ということで質問をさせていただきます。自主防災組織は共助の中心的な役割を担う組織ということで認識をいたしております。ただこういった共助の中にありましても若い世代の減少や流出あるいは高齢化の進展など、やはり共助をしていく中でもなかなか難しいところがあるのではないかと思います。今後の自主防災組織のあり方について、町としてどのように考えておられるのか、そこについて説明いただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは私の方からお答えさせていただきます。自主防災組織の現状につきましては鳴瀬議員ご指摘のとおり、若い世代の減少や流出また高齢化の進展によりまして地域の担い手が減少していることから従来の形での活動継続が難しくなっている地区があることも認識をいたしております。こうした状況を踏まえまして私もマニフェストの中に自主防災組織及び防災士との連携強化による地域防災力の向上という項目を掲げさせていただいているところでございます。現在の取り組み状況といたしましては、まずは47組織ございます自主防災組織の横の連携を図るための連絡協議会の立ち上げについて現在準備を進めているところであります。連絡協議会設立後は地域単位で抱え込まず

横のつながりで支え合う仕組みを構築してまいりたいと考えております。また若い世代の参加が難しい地区につきましては町の防災士の有志で立ち上げられている防災士あゆの会と連携をいたしまして、防災士の専門性を生かした支援体制など、地域の実情に応じた柔軟な組織運営を進めてまいりたいと考えております。更に今年5月から気象庁の防災気象情報が見直され、住民が自分がどう行動すべきかを判断しやすい体系に整備されたことを踏まえまして、これらの情報を自主防災組織が地域に伝えやすくなるように研修や説明資料の充実にも取り組んでまいります。以上のとおり、本町といたしましては地域の実情に寄り添いながら自主防災組織が継続できる持続可能な体制作りを進め、地域の共助力の維持、強化に努めてまいります。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、町長の答弁の中にもありました、自分がどう行動すべきかというお答えがありました。まさにそれが私の次の最後の質問、この項目の最後につながっていくのかなと思うんですけれども、どう行動するかという中で質問の6番といたしまして、非常用持ち出し袋の常備率ということで本項目の最後の質問をさせていただきます。この非常用持ち出し袋というのは以前から甲佐町も推進しておりますので私もわかっておりますけれども、なかなかどれだけの世帯、どれだけの方が果たして備えているのか、そういったこともなかなか把握は自分なりには分かりません。そういった中で町の方としては非常用持ち出し袋の常備の必要性やその重要性についてどのように認識をしておられるのか、合わせてまた伺いたいと思います。

○議長（宮本修治君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（佐藤大治君） お答えします。非常用持ち出し袋の常備状況につきましては町として世帯ごとの備蓄状況を把握しているものではありません。しかし災害時に迅速な避難行動を取るためには非常用持ち出し袋を日頃から準備しておくことが極めて重要であると認識しております。本町ではこれまでもマイタイムラインの作成支援、広報紙や防災講話での周知、全世帯に配布しておりますハザードマップへの非常用持ち出し袋、持ち出し品リストの掲載など、これらを通じて住民の皆様には非常用持ち出し袋の準備を呼びかけてまいりました。今後につきましてはこうした取り組みを継続していきますとともに、防災アプリを活用した季節ごとの備蓄点検の通知や住民の皆様がより取り組みやすい形での周知・啓発を進めてまいります。以上のように本町といたしましては非常用持ち出し袋の常備が災害時の安全確保に不可欠であるとの認識のもと、引き続き住民の皆様の自助力・公助に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） おっしゃるとおりだと私も思います。やはり町民の方、お一人お一人が意識を持って自分や家族を守る大切な一歩に繋がるんじゃないかということで、今後も行政の引き続きの取り組みに期待を申し上げ本質問を終わります。

続きましての質問事項の2番のほうに移らせていただきます。質問事項の2番につきましては道路整備計画ということで質問をさせていただきます。最初に道路整備5カ年計画

の進捗状況ということでございます。これにつきましても昨年の災害の影響により整備計画の進捗等に影響を及ぼしたのではないかと推測いたしますが、そのことも踏まえまして提出いただいた資料をもとに担当課の説明をいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは甲佐町道路整備計画の事業の進捗につきまして事前に鳴瀬議員の方から依頼されておりました提出資料をもとに説明させていただきたいと思います。現在の道路整備計画は令和7年3月に策定されたもので骨格道路として6路線、生活道路として4路線の合計10路線が搭載されております。順に現在の進捗状況を説明させていただきます。まず町道大町塔ノ木線です。中早川橋から町道船津上早川線、旧広域農道までの600mの改良事業で用地取得は完了しております、現在、中早川橋から順次工事を行っているところでございます。次に仮称陣ノ内城跡アクセス道路です。陣ノ内城跡の土地を高台避難所として活用するために避難経路として3,000m、3kmの整備を計画しております。現在、役場から陣ノ内城跡までの1工区1,350mの測量設計を発注しております、その後地元説明や用地買収を行い工事に着手する予定となっております。続きまして仮称乙女橋御船線です。本路線は乙女橋から御船町の高台までを当初計画しておりましたが、現在白岩工業団地から御船町にぬける路線に変更となりまして、現在白岩工業団地周辺用地取得を御船町で行われているところになります。続きまして仮称町道小鹿県道線です。小鹿集落から入江地区、県道三本松甲佐線までを結ぶ道路整備で町道小鹿線のバイパス路線として約500mを整備する計画でございます。現在、県道部の取付が必要となりますので熊本県の方で県道の改良と合わせた基本設計が行われているところでございます。続きまして町道中早川北早川線です。旧白旗グラウンドから国道443号線までの470mの道路整備です。現在、用地交渉を進めながら用地取得が完了した箇所から順次工事を行っているところでございます。続きまして中横田鶴線です。甲佐中学校から県道までの道路整備200mを計画しております。現在、内水対策と合わせた改良を行うため内水調査を実施しております、この結果を踏まえ今後道路設計に着手したいというふうに考えております。次に生活道路の西寒野打越線です。本路線は国道443号から西寒野尾北地区までの事業で改良工事については本年度で完了しております。ただ老朽化した舗装の打ち替えを引き続き行っていきたいと考えております。次に町道古閑八丁線ですけれども、本路線は古閑周辺の道路整備でございます、こちらは令和7年度に完了しているというところでございます。続きまして町道向坂線です。先ほど説明させていただきました町道向坂線でございますけれども、本路線は船津地区の防災ステーションの前の美里町につながる路線で500mの整備を計画しているところであります。用地交渉につきまして先週、全て完了しましたので今後は工事に着手していきたいというふうに考えております。最後に町道グリーンセンター線です。グリーンセンターの前の道路で県道と県道をつなぐ路線でございますけれども、こちらにつきましては本年度事業が完了しているところでございます。現在その道路整備計画につきましては社会資本整備交付金事業を活用しまして道路整備を行っておりまして、先ほど言いましたけれども、災害復旧の影響で多少は事業計画にも影響がしてお

りますけれども、引き続き早期に完了するよう進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ありがとうございます。この説明並びにこの表を見ますと、特に生活道路につきましてが4路線中3路線が事業完了ということでございます。そういったことで今後新たに計画に組み込まれる路線はあるのかということで質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えします。道路整備計画への新たな路線の登載はないかというご質問と思いますけれども道路整備計画への登載につきましては現在新たに地域からの要望や町として重要であると位置付けた路線につきまして調査を行っておりますので調査後に道路整備委員会にはかってから登載路線を決定していくという形になります。登載する路線が決まりましたら改めましてご報告いたしたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 続きまして2番の方に移らせていただきます。県道三本松甲佐線の改修状況とバイパス化の進展ということでございます。県道三本松甲佐線の採石場前から上揚集落までの改良計画の状況とバイパス化について、本件につきましては令和6年3月議会定例会の一般質問の中でも質問させていただきました。それから2年が過ぎた現在でございますので、その状況についてどのようになっているのか説明をいただきたいと思えます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは県道三本松甲佐線の改修計画につきまして延長につきまして説明させていただきたいと思えます。県道三本松甲佐線の改良につきましては現在上揚住宅から甲佐神社までの上流部と上揚集落から採石場までの下流部、こちらの2箇所の工事が予定されておりまして、上流部、神社から上流の上揚住宅のところまでにつきましては令和11年度の完了を予定されているということです。下流部につきましては令和12年度から着手するということで上流部が終わった後に下流部に入っていきたいというふうに考えられているところです。それともう1箇所、現在県道のバイパスとして井戸江地区から小鹿入江地区までの第2橋も含めた道路整備が計画されておりますけれども、これまで路線の線形を決定するため基本設計となる測量や地質調査等が行われております。この計画では県道の取付道路として町が計画する小鹿集落までの整備区間も含めるため、熊本県で路線測量が実施されているところでございます。また県道改良工事の際に迂回路が必要になることから、現在予備設計も実施されているところです。今後も最適な方法が県の方で検討されていくというふうに伺っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） それではこれが最後の質問になるかと思えます。3番目ですけれども災害時等に孤立する集落をなくす防災インフラ整備の考えということについて、宮内地区を例として孤立が懸念される集落への防災インフラの整備の考えと孤立した際の集落へのアクセス対策はどのように考えておられるのか伺うものです。よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは孤立する集落をなくすためのインフラ整備ということで道路の面から説明させていただきたいと思いますが、昨年の8月豪雨災害におきましては実際に宮内地区におきまして道路の通行ができなくなる孤立状態になっておりました。このことから災害時に迂回路を確保することは大変重要なことであるというふうに認識しております。現在、宮内地区において緊急時の避難ルートとなる迂回路の整備が可能か十分に調査・検討を行っているところでございますので、そういったところで今後も検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（佐藤大治君） 私の方から孤立した際の自主防災組織との取り組みについてお答えしたいと思います。宮内地区のように地形的に孤立が懸念される集落につきましては昨年の大雨により実際に孤立が発生したことを町としても重く受け止めており、再発防止に向けた対策が必要であると認識しております。本町では先ほど町長の方からお話がありましたように、今年4月から5月にかけて宮内地区のすべての集落で防災座談会を開催し、住民の皆様から直接ヒアリングを行っております。その中で道路寸断時の情報共有の課題、孤立時に備えた物資の確保、自主避難所となる公民館の機能強化など、地域の実情に基づく多くの意見をいただいたところであります。特に住民の皆様からは自主避難所となる公民館に非常食や飲料水など備蓄品を確保しておくべきなどの意見が多く寄せられております。本町といたしましても孤立が発生した場合に備え、こうした地域拠点の備蓄強化を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 様々な質問をいたしました。終わりにあたりまして、今年も災害が懸念される時期を迎えました。防災・減災は私たちの命と暮らしを守るための重要な取り組みであります。誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、皆様と共に知恵を出し合いながら取り組んでいくことを願い、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで3番、鳴瀬美善議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時5分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁に対して建設課長から、鳴瀬議員からの質問に対しての答弁の訂正の申し出がっておりますので、これを許します。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お時間いただきましてありがとうございます。先ほど鳴瀬議員の一般質問の中で、道路整備計画の路線の進捗状況を説明させていただきましたけれども、その中で町道西寒野打越線の区間につきまして、国道443号から西寒野尾北地区というふうにお答えいたしましたけれども、正しくは東寒野の尾北地区になりますので訂正させていただきます。失礼いたしました。

○議長（宮本修治君） 次に5番、佐野安春議員の質問を許します。

5番、佐野安春議員。

○5番（佐野安春君） 改めましておはようございます。ちょっと風邪気味で聞き取りにくいと思いますがよろしくお願いします。一般質問通告書に従いまして質問を進めてまいります。よろしくお願いいたします。第1の質問事項の物価高騰対策生活者支援事業者支援についてであります。国・県を含め町としてのこれからの支援についてであります。まずこれまでの物価高騰対策生活者事業者支援についてはどうであったかであります。物価高騰の状況やナフサ不足による暮らしや事業に与える多大な影響は石油が社会全体を支え、あらゆる分野に必要とされていることを実感させています。これからをどう見るかはアメリカ・イスラエルとイランとの戦争の終結が終わるのか終わらないのか、どう進んでいくかによって流動的な状況ではないのかと思われます。戦争を終わらせることは今の不安定な経済状況を元に戻す、安定化させることになると思います。戦争は戦争を行っている当事国だけではなく、世界中の経済や政治やそれぞれの国民の暮らしを不安定な状況に向かわせています。石油関連製品の物価高騰や品不足で仕事に影響を与えている、仕事ができなくなっている、品物がなくなり日常生活に支障をきたしているなど、町民の生活に大きな悪影響をじわじわと与えています。今の物価高騰や石油関連製品の異常な品不足の状態を解消するためには、これまでになく行政の町民に対する支援を実行する必要性が強くなっていると考えます。そこでこれまでの令和7年度以降の町としての支援内容についてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（本田幸嗣君） お答えいたします。直近であります令和7年度国補正物価高騰対応重点支援地方交付金についてお答えいたします。令和7年度国補正物価高騰対応重点支援地方交付金での推奨事業メニューとして本町への交付限度額につきましては1億9,162万4,000円あり、そのうち令和7年度補正予算として1億8,212万4,000円を全町民に対してのふるさと応援チケット発行事業、65歳以上の町民の方に対してのふるさと応援チケット発行事業、水道料金軽減事業及びLPガス価格高騰対応生活者支援事業に充当させていただいております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 現在実行されているものも含めてこれから町が支援を行おうとしているような支援策、その点についてご説明をお願いします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（本田幸嗣君） お答えいたします。これからの町の支援のあり方についまし

てですけれども、特に生活困窮者への方への支援や中小企業・小規模事業者の方への支援についてお答えいたします。町におきましてはこれまで物価高騰対応重点支援地方交付金等を活用し、低所得者世帯の給付金の支給やふるさと甲佐応援チケットによる生活者及び事業者支援などを実施してまいりました。今後におきましても国や県の動向・施策等を注視しながら町内関係機関と連携し、必要な支援につきまして慎重かつ迅速に検討してまいりたいと考えております。また中小企業・小規模事業者にかかる事業継続が困難な事例の把握につきましては、町では関係機関と連携した上で地元企業等への直接の聞き取りの中で資材価格の高騰や調達の困難性、さらには先行きへの不安のお声もいただいております。このような中、県におきまして中東情勢に伴う原油関連物資価格等対策本部会議が開催され、今月初旬に国に対して農業者や中小事業者の皆様が事業を継続できるように政府要望をなされたところでございますし、まずは足元の資金繰りが重要であるということから資金繰りにかかる支援策として県内中小企業を支援するための金融円滑化資金の拡充制度及び農林業業者向けの支援策が創設されております。これを受けまして町長の指示において即座に町内で地元事業者への町としての具体的な支援策の検討に着手し、まずは県が創設した中小企業者に対する資金繰りの支援の利子にかかる助成制度を創設したところであります。さらなる支援策につきましても現在、町内で引き続き協議を進めている状況であります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今のご説明の中にあったかと思いますが、県融資の利子補助ということで、これは6月13日の熊日にも報道をされておりました。この報道の中身を見ますと申し込みから1年以内の3ヶ月連続の平均売上高が前年同比で減少するか、減少を見込む業者が対象、融資限度額は1社5,000万、組合は1億、利率は返済期限によって期間によって年1.7から2.3%、町は最大5年間利子を全額補充する。6月15日から地域振興課で受け付けるというふうに報道をされておりました。その件で対象となる事業者の数はどれだけあるのか、利子補助にどれだけの予算を考えておられるのか、そういった点でご質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） お答えいたします。対象につきましては地元の中小企業者・小規模事業者というところでございます。経済センサスで言いますと約360件ほどございますので、おおよそで行きますとそれほどの件数の方が対象になると考えておりますけれども、予算に関しましては過去の経緯をいたしましても10件程度をまず確保する必要があるかというところで考えているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 支援策については具体的なものも出ておりますが、他に広く町民・事業者などを対象する支援策がどうなのか、国・県からの支援が先ほども県が国に要請をしているということがございましたが、町としても国・県への支援策についての要請があっているのかどうか、そういった点でご説明をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（本田幸嗣君） お答えいたします。現在、町におきましては県が今月初旬に政府要望をなされたところではあります。先ほども答弁いたしましたけれども、今物価高騰等で町内においても厳しい状況であると、町内の事業者様、生活困窮者様が低所得者様が厳しい状況であることは認識をしております。その中で国と県の動向を注視しながら町としても引き続き、さらなる支援策についても町内で協議を進めている段階でございます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 生活困窮者への直接支援の拡充ということで、これまでも何回も行われておりますふるさと応援チケット発行事業、そういったことはお考えなのかどうかということでお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（本田幸嗣君） 今後のふるさと応援チケット発行事業というところなんですけれども、今現在、何度も申し訳ありません、さらなる支援策については町内全体で検討している段階でございます。そこで各課からのご提案等で町の方でもさらなる精査を行いまして、ふるさと応援チケットの発行事業については検討していきますけれども、更なる他の事業についてより効果がある事業がありましたならば、そちらの方も検討していきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 小さいことではあるかもしれませんが、燃やすもの用のゴミ袋というのが店頭からなくなるというふうな事態が起こって、誰しも私も驚きましたが、誰しも驚かれたというふうに思います。それでようやく店頭にも燃やすもの用のゴミ袋が入ってくるようになりましたが、これもやはり原料の大幅な値上げとか在庫不足とかいうような関係かと思いますが、大幅な値上がりというふうになっております。そういったふうに見える生活に必要とされるものに対する支援と値段を抑えるとか、そういったもののお考えといったものはないのかどうか お尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） ゴミ袋の支援ということのご質問でございますけれども、現在、物価高騰対策に対する町民の負担軽減策としては今議員のおっしゃるいろんな支援事業については有効な手段であると考えられます。一方で中東情勢の影響によりゴミ袋の供給量が制限されておる中、価格を抑える補助事業を実施した場合、再度買いだめが発生する恐れがあり、町民全体にゴミ袋が行き渡らなくなることも想定をされております。町としてもゴミ袋不足で町民がゴミを捨てられない状態になることだけは避けなければなりませんので、特例措置として透明のゴミ袋使用を可能としたところでございます。今後、ナフサの安定供給ができてきた場合には今後いろいろ町としても精査をしていきたいと考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） これまでも数回にわたって行われましたふるさと応援チケット発行事業なんですけれども、最近行われた一番最近、直近の応援チケットというのが甲佐町の場合は取り扱い期間が確か45日間だったというふうに思います。近隣の自治体で見れば美里町が6ヶ月、御船町が5ヶ月ということでちょっと事情があったかと思いますが、取り扱い期間が短かったんじゃないかなというふうな町民の声もありますので、その点はこれから同様の事業をもしも実行されればその点も考慮する必要があるのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（本田幸嗣君） お答えいたします。ふるさと応援チケットの利用期間が短いといったご意見につきましては町といたしましても真摯に受け止めております。一方でこのふるさと応援チケットにつきましては、令和8年1月補正予算において試用期間を本年3月23日から5月の6日までの45日間に設定させていただきました。その背景につきましては本事業が持つ生活者支援と事業者支援という2つの両軸による効果を考えての判断によるものであります。1つに生活者支援といたしまして近隣自治体のように5ヶ月や6ヶ月といった長期の利用期間を設定する方法もございますが、今回は事業、足元の急激な物価高騰に対する支援策として実施しており、物価高騰に苦しむ町民の皆様の家計に対し、早期及び集中的な支援となることを目的といたしました。次に事業者支援といたしまして、町民同様に物価高騰の影響を受けている地元の事業者の皆様に対する緊急支援策として期間を45日間に凝縮し、年度末およびゴールデンウィークという消費活動が活発になる時期に合わせることで短期間に集中して地元の経済を速やかに改善させるという経済効果及び波及効果を図ったものでございます。ですけれども、今後そういった事業構築につきましては町としても真摯にご意見を受け止めて事業構築を図っていきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 今の状況というのはこれまでの状況とは格段に違った大変な状況というのは私も実感しておりますし、皆さんもそういうふうにお考えじゃないかなと思います。それでこれからいろんな対策を町としても考え実行されるというふうに思いますが、今まで以上に町民の皆様への支援を強める必要があるというふうに考えます。県や国への支援の要請も含めて早めに支援を具体化されるようお願いをしまして、これについての質問は終わらせていただきます。

次の質問に進ませていただきます。2番目の猛暑から町民を守る町の取り組みについてであります。年々猛暑が続く町民の生活や健康を脅かしていますが、町としての具体的対策はということで質問を行います。今年の気象庁の予測では平均気温が全国的に平年を上回ると予想しています。5月24日今年の夏6月から8月の天候の見通しについて気象庁が発表しました。この夏は太平洋高気圧の本州付近への張り出しが強まり、気温は全国的に平年より高い予想です。今年の夏もここ数年のように猛暑が続く恐れがあると報道されています。この数年の気温の状況は2024年頃から甲佐町は全国的にも気温が高い町と

して報道されています。2024年8月は猛暑日連続27日で甲佐町は全国1位という大変な暑さでした。2025年9月13日土曜日は甲佐町が全国最高気温34.6度ということでした。今年は早くも5月の気温が6日連続で5月の最高記録と報道されています。近隣の自治体も全体的に気温が高くなっていますが、特に甲佐町は高い気温を記録しています。全国的にも異常な高い気温が続いて多くの人が耐えがたい環境の中で生活をされていますが、自治体の中には猛暑により亡くなられる方も出てきている状況に手を差し伸べているところも出てきています。熱中症による死亡者数は全国で2023年が1,651人、2024年が2,160人と年々増加傾向になっています。また65歳以上の高齢者が80%を超えています。これは厚労省の人口統計によります。前年も厳しい猛暑、さらに今年も猛暑の予想が出されていますが、町として猛暑に対する事前の対応策をお考えでしょうか。質問します。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。猛暑に対する事前の対応策という質問でございますが、本町における猛暑に対する事前の対応策といたしましては甲佐町生涯学習センターギャラリーモールをクーリングシェルターとして活用することでございます。このクーリングシェルターにつきましては適当な冷房設備を有する施設で公共施設など誰もが利用できる暑さを凌げる施設として市町村が指定した施設となります。なお気候変動適応法においてクーリングシェルターは熱中症特別警戒情報が発令された場合に解放されることとなっておりますが、本町では熱中症特別警戒情報が発令されていない場合においても気温が高い日にはギャラリーモールの冷房を常時運転することとしておりますので、町民の皆様におかれましては暑さを回避するための一時待避場所としてご利用いただけるものと考えております。なお今年度につきましては甲佐町生涯学習センターギャラリーモールに加えて、甲佐町総合保健福祉センター鮎緑、甲佐町民センターを新たにクーリングシェルターに指定することも予定しているところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） クーリングシェルターについては今まで1箇所だったのを3箇所に広げるということで対応策をお考えであるというふうに思いました。クーリングシェルターについてはほとんどの自治体が設置をしておりますが収容施設の規模等の問題もありますが、上益城郡内を見ますと、御船町の収容施設1箇所で15名、益城町の7か所で220名、山都町は5カ所で収容人員は分かりません。嘉島町の場合はイオンモールということで1万7,271人となっております。多くの自治体において熱中症対策がまだこれからではないのかというふうに考えます。猛暑対策のシェルの案内は必要なことでありますが、これだけでいいのかという思いがあります。自治体による低所得者世帯向けにエアコン設置事業を支援しているということで東京都が行っていますが、県内においても高齢者世帯や熱中症対策を目的としたエアコン設置補助を行っている自治体があります。大津町は補助金が1世帯あたり7万円、経費の3分の2以内、高森町が補助金5万円の20世帯分、その他にも省エネエアコンや省エネ家電の購入・買い替えを支援する制度、これは益城町・山都町など14市町村があります。低所得者世帯向け市町村がエアコン購入を支援す

る場合にその取り組みを後押ししています。町も高齢世帯のエアコン設置状況を調査し設置希望があれば未設置の世帯には支援は行うことは考えられないのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） お答えいたします。エアコンの設置補助など猛暑に対する事前の対応策という質問でございますが、本町においてもエアコン設置補助などの熱中症対策に関する各種支援については現在検討を進めているところでございます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私の方からも答弁させていただきます。議員がおっしゃられるとおり、本町は近年異常な暑さに直面をいたしておりまして、猛暑から町民の生命と暮らしを守ることは町として重要な課題であると認識をしております。そのため先ほど環境衛生課長の答弁にもありましたとおり、熱中症予防に対する町民への周知活動や広報活動はしっかりと実施してまいりたいと考えております。また今後の具体的な対策につきましては、先ほど佐野議員からもご意見がございましたけれども、現在、役場内で検討を重ねているところでございます。ハード面・ソフト面の両面から町民の命と暮らしをこの猛暑から守っていくことが重要であるというふうに考えております。議員からご提案がありましたエアコン設置補助につきましても現在検討を重ねている項目の1つでございます。今後、早期の事業構築に向けて取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町長の方からも前向きなご答弁をいただきまして、是非とも今、本当に暑い中にこの対策をするということは町民各位から本当に喜ばれる施策じゃないかなというふうに思います。是非とも猛暑に対する支援策を立てていただき、町民の暮らしと命を守っていただきたいというふうに思います。

次の質問に進みます。質問事項3番目の学校図書司書の増員をということで質問を行います。これまでの議会一般質問をこの件に関しましては4回行っております。平成30年6月議会でその時は複数配置というのがもう13自治体ありますよと、配置が望ましいということで教育長からも答弁をいただいております。その次は令和2年の12月議会でこの時は前町長が増員が望ましい姿と思うと答弁をされております。令和4年9月議会ではこれも前町長が答弁されておりますが、どうしても必要という側面から見られた時には教育長部局と協議をするというような答弁をされております。それと昨年3月議会に蔵田教育長が図書管理システムが稼働した状況の中で検討していく必要があろうというふうに答弁をいただいております。県内における学校図書司書の複数配置というのは増えております。隣町の美里町も全校に1名ずつ配置され、児童生徒の読書活動支援に不可欠とされております。図書管理システムと同様に必要とされているのではないかとというふうに考えます。学校図書館が育てる力は児童生徒の生きる力の育成に役立つものでありまして、生涯にわたる学習の基盤形成にもつながるものです。学校図書館の運営にあたる人の配置を図るこ

とは極めて大事であると考えます。図書管理システムを整備することにより大幅に事務量が軽減する見込みとなっているということで、以前、学校教育課長も答弁をされましたが図書管理システム整備の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。また大幅に事務量が軽減される内容等についてご説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（宮本修治君） 学校教育課長。

○学校教育課長（奥名雄吉君） ではお答えいたします。町では令和7年4月から図書管理システムの導入の準備を進めまして、去年7月から全ての小中学校の図書館で稼働を行っているところです。図書の貸し出し・返却がシステム化されたことによりまして、これまで手作業だった貸し出し・返却の事務がバーコードの読み取りだけで簡易に速やかになるように改善されております。児童生徒が自分の貸し出しカードに手書きして本を借りる必要がありましたが、その作業もなくなり実にスムーズに簡単に本を貸し借りできるようになったことで、本の貸し出し冊数が増えた学校も見られているということです。本の貸し出し状況、返却状況、在庫管理などデータ化され、本の所在も明らかであるため、紛失して探すような手間もかなり減ったとされています。児童生徒ごとの図書記録、本のランキングなど統計も容易になるなど、図書指導、図書教育の充実にも効果が見込めるものと考えております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 令和7年3月議会においては私は次のように質問をしておりました。標準図書数を達成する計画は大変いいことだと思いますが、蔵書数も充実とともにそれを活かすための人材は必要なことではないでしょうか。それに対して教育長は次のように答弁されております。読書、図書教育、これは非常に重要と思っています。学力調査の結果を見ましても読解力に課題があります。学校における読書教育、図書教育、これは主に国語の時間で実施するわけですが、それ以外に図書に触れながら子供たちが本を読んで読解力を高めていくことは重要なことと思っています。小学校で3年間、中学校で5年間かけて行う各学校の学校図書館、図書標準をまずは達成させ、そして学校司書並びに各学校にいる司書教諭、各学校の児童生徒による図書委員会等の学校の活動を充実させること、そのような中で標準図書数が充足され、図書管理システムが完全に稼働した状況の中で学校図書司書の増員についても検討していく必要があると答弁されております。これまで何回となく議論を重ねてまいりましたが、私も教育長も図書教育の方向性は基本的には変わらないというふうに思います。ともに学校図書司書の必要性は同じであるというふうに思います。学校図書の配置をする時期の点で少し違いがあるように思います。学校図書館活性化事業が進んでおりますので小学校は来年度までが事業計画となっているかと思います。中学校は令和11年度までですから事業は終わるまで3年間はありますが、小学校から学校図書司書の配置を進めていくという形でもいいのではないかと私は思います。いかがでしょうか。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 佐野議員からこれまで何度もこの図書司書の増員についてご質

問をいただいて大変恐縮をしております。私もこれまで答弁の中で言ってきておりますように、学校における図書教育、読書教育、これは大変重要であるという認識のもとに、その上で町立小中学校における学校図書館、図書標準冊数、この整備達成がまず優先的に行うべきことであろうとそういうふうに考えております。そしてさらに図書標準冊数の整備が小中学校で完全に達成できました中で、昨年度から導入いたしました図書管理システムによる図書の貸し出し・返却などの閲覧管理や資料管理、統計、帳票管理等を図書管理業務の効率・検証を行い、図書司書の効果的な配置については限られた教育予算の中で総合的に判断をしていくべきであろうというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 隣町であります美里町は町のホームページを見ますと、すでに学校図書司書については小中学校図書館へ各学校1名で計5名を配置し、学校図書館の整理や子どもたちの図書利用の拡大を図るための年間計画の作成や図書活動支援を行っているというふうにあります。また担当課らの評価として学校図書館の司書業務は児童生徒の読書活動支援に不可欠であり、主体的学習を援助し図書館の整理・保管に必要な業務であると思います。隣町でもありますし大いに参考になるところがあると思います。そういった点では教育長、どういう見解をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（宮本修治君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 学校の教育の推進にあたりましては地域の実情、児童生徒の実態、そして教育的ニーズなどを総合的に勘案して進めていくべきだと考えております。学校司書に関しましては図書教育、読書教育にかかる司書教諭や国語科教諭などの人的資産、学校図書館、学校図書の委員会の活動状況、図書管理システムの評価などを踏まえ、総合的に考えていく必要があると思います。美里町の状況や上益城郡内各町の状況などを参考にしながら本町の実態、ニーズに即して考えていく必要があると、このように考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 第7次町総合計画における学校教育基本方針において豊かな心を持つ児童生徒を育成しますというふうにあります。また現状と課題においては多様な個性と可能性を伸ばすための教育環境の整備を図る必要があるとうたっています。まさに図書教育はここにあたると考えます。図書教育の充実とは豊かな心の育成につながるものというふうに思います。この質問、最後になりますが、町長はどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） 私も小中学生にとって読書は重要だと考えておりまして、読書教育、読書指導の充実とは極めて重要だと認識をいたしております。その上で教育活動は地域や学校の児童生徒の実情や実態に応じて計画的、組織的に進めていくべきだというふうに考えております。学校図書館図書整備等5か年計画におきましても、各市町村においては学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置が指摘をされております。本町にお

きましては教育長が答弁いたしましたように、まずは学校図書館図書標準の達成に努めるとともに、現在任用をいたしております学校司書による学校図書館の一層の運営・充実と学校の組織的な図書教育、読書指導にさらに積極的かつ計画的に取り組んでいてもらいたいと思うところでございます。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 町長からも答弁をいただきましたが、私としては小中学校図書館への学校司書の配置ということで今の1名が巡回で回られているという状況を、やはり1校1名体制への移行ということを実現することを願っているところであります。この件に関しての質問はこれで終わらせていただきます。

次の質問、最後の質問になりますが、ラスパイレス指数の状況についてということで質問を行います。指数については以前より上がっておりますが町としての考えとこれからの方向性をどのように考えていらっしゃるかということで質問を行います。現在の町職員数と会計年度任用職員数を教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは町職員数と会計年度任用職員数についてお答えをさせていただきます。令和8年4月1日現在でお答えさせていただきます。町職員数が130名、会計年度任用職員数が83名となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 熊本県総務部市町村税務局市町村課による令和7年度熊本県内のラスパイレス指数等の状況、令和7年4月1日現在の一般行政職を見れば県内市町村45の中で甲佐町は94.5%、令和6年より0.9%伸びて高い順から30位となっております。長い間の最下位クラスからは抜け出している状況です。この間の町当局の賃金を上げるための努力があったものと考えます。町村は31ありますので町村だけで見れば31町村の中で17番目です。決して高い方ではありません。県内町村平均は94.9となっておりますので、わずかに0.4%届いておりません。平均値はクリアしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。また町として職員給与の指数とされるラスパイレス指数の状況をどのように考えていらっしゃるのか答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは県内町村平均クリアの考え方についてお答えをさせていただきます。まずは令和5年度のラスパイレス指数が92.4%で町村別では29位、全体では43位ということでした。議員おっしゃるとおり、令和7年度には94.5%で町村で17位、全体で30位と上昇しているところでございます。この成果といたしましては人事評価制度の導入に伴いまして職員一人一人の業績や能力を評価してきた結果が反映されたものと考えております。ただ議員おっしゃるとおり、県内市町村の平均値には届いていない状況ですが、この2年間で2.1%と伸びてきておりますので、今後も人事評価制度での職員の業績・能力をしっかりと評価していきたいというふうに考えているところでございます。またそれに伴いまして職員一人一人の資質向上につながればと考えております。次

に職員給与の指標とされるラスパイレス指数の状況の考え方にお答えします。ラスパイレス指数が示す職員給与の水準が明確に町の状況を示すものであることは理解をしております。ラスパイレス指数を指標とすることは重要なこととも理解はしております。そのため地域社会の経済状況、財政状況等を踏まえ、持続可能な形で給与制度の改善も検討する必要があると考えておりますし、職員のモチベーション向上、職場環境の改善等につなげていきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 給与の改定は職員の勤労意欲にも影響を与えるものと考えます。給与のより高い水準を目指すことは必要なことというふうに思います。それに見合った働き方も必要なことと考えます。給与の改善は正規の職員はもちろんのこと、会計年度任用職員も必要なことと考えますがその点、どのように考えて実行されているのかご説明ください。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは給与の改善というところでございますけれども、これにつきましては職員においてはラスパイレス指数も上昇してきておりますので、今後もしっかり先ほど答弁いたしましたとおり、人事評価制度にそった評価を実施していきたいと考えております。そのために職員が安心して働ける環境を整える必要があると考えますし、そのことで職員のモチベーション向上につなげていき、ひいては町全体の魅力の向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。今後とも職員の処遇向上に向けた取り組みを進めていくことで自立した地域社会の形成に寄与するとともに、住民サービスの向上を図ってきたいというふうに思っております。また会計年度任用職員の給与改定についてでございますけれども、近年では会計年度任用職員に関する適切な処遇に関する取り組みも進められており、例えば令和6年度からは期末手当に加えて勤勉手当の支給を可能とする法改正が行われておりますし、非常勤職員に対する処遇改善が図られております。そのため町としても職員と同様に職場環境の向上に取り組んでいくことで会計年度任用職員のモチベーションの向上を図ってきたいというふうにも考えております。また会計年度任用職員も人事評価を行っており、次年度の雇用に向けての参考にさせていただきたいと思っております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） 質問の最後のほうになりますが、会計年度任用職員制度についてお尋ねしたいと思います。今の答弁の中でいくらか触れられた面もありますが、国として会計年度任用職員制度については改善が行われるというふうに思います。給与改定の4月遡及、期末勤務手当の支給、再度任用上限の見直しなどが行われるというふうに思います。有給の傷病休暇の付与日数が多数の市町村、31市町村で付与日数が10日間となっていますが、甲佐町は7日となっている調査結果がありました。この件についてご説明いただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは会計年度任用職員の傷病の休暇の改善についてお答えをさせていただきたいと思います。議員がおっしゃるとおり、会計年度任用職員制度においては給与や服務関係で改善が図られているところでございます。議員がおっしゃいます傷病休暇の付与日数でございますけれども、付与日数については勤務日数で変わるものでございまして甲佐町会計年度任用職員の勤務時間給与等に関する規則第14条の規定により1週間の勤務日数が5日以上、年間の勤務日数が217日以上の場合が10日を付与すると定められております。付与日数が7日ということでありまして、それにつきましては1週間の勤務日数が4日、年間の勤務日数が169日以上から216日以下となっております。そのために他市町村との違いはないものというふうに考えているところでございます。ただ本町においての会計年度任用職員の勤務体制がパート勤務ということで1週間の勤務日数が4日、年間の勤務日数が169日以上216日以下の会計年度任用職員が大半を占めておりますので、公表された資料の質問の解釈の違いで10日と7日というふうになったというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 佐野議員。

○5番（佐野安春君） いろんな方面での答弁、大変ありがとうございました。これをもって私の一般質問を終わります。取り上げた問題等、是非とも具体的に前進があるようにというふうに考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） これで5番、佐野安春議員の質問は終わりました。

昼食のため、しばらく休憩します。午後は1時から再開いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、森田精子議員の質問を許します。

4番、森田精子議員。

○4番（森田精子君） 4番、森田でございます。一般質問通告書に従いまして質問を行います。今回の質問事項につきましては、昨年の8月の豪雨災害により被災箇所も甚大で、人的被害もお2人の尊い命が人生半ばにして閉ざされ、非常に悲しい出来事が発生しました。改めて被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。そのような状況を踏まえ、激甚災害指定により被災農家や町の負担が軽減されているとは思いますが、長い時間がかかる状況下であるということを含め、1項目目に豪雨災害復旧状況について、2項目目に本年4月に完成式典がありました防災拠点施設の管理運営と防災教育について質問をいたします。先ほど午前中に行われました鳴瀬議員の防災と災害についての重なる部分があるかと思っておりますけれども、担当者におかれましてはよろしく願いいたします。まず1項目目、1番目の公共土木施設、道路・河川等及び農地・農業用施設の災害復旧状況についてということで質問をいた

します。昨年7月25日の執行部からの報告で通行止めの状況が県道2路線、町道7路線、全面通行止めが6か所、床上浸水が53件、床下浸水が52件、土砂災害流入等が11件など報告をされております。そこで最終災害査定も終了しているかと思っておりますけれども、結果を踏まえた現在の復旧状況についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは質問にお答えします。午前中の鳴瀬議員の一般質問においても災害復旧状況につきまして説明いたしましたけれども、改めまして提出しております資料で説明させていただきたいというふうに思います。提出資料をご覧ください。災害査定が令和8年2月初旬に終了しまして公共土木施設災害復旧事業として決定した被害額については河川災としまして32件で5億6,000万円、それから道路災として49件で約15億800万円、それから橋梁災として1件約900万円、合計の82件で約20億7,800万円となっております。このうち詳細設計が完了して発注しているものが24件で、工事が完了しているものが10件ということで金額が約7,600万円というふうになっております。なお現在も通行止めとなっている路線についてですけれども、町道中横田鶴線、町道西寒野岩下線、町道小鹿谷内線の3路線で、中横田鶴線は橋梁が被災しておりまして、現在工事契約が完了したところです。西寒野岩下線は美里町につながる沈み橋でございまして、現在美里町側で詳細設計が行われているというところです。また小鹿谷内線、こちら通称はちまき道路と呼ばれるところですが、こちらにつきましては崩壊した法面が不安定でありますので通行止めとしております。こちらは現在、工事の発注準備を行っているところであります。公共土木災害の復旧状況は以上となります。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。農地につきましては査定額で2,400万円、被災箇所3箇所です。竣工箇所はありませんが全て発注済みとなっております。農業用地につきましては査定額で2億1,800万円、被災箇所が19箇所です。竣工箇所が1箇所、仮契約も含めて全て発注済みとなっております。次に林道ですが、査定額で1億8,600万円、被災箇所7路線7ヶ所19工区です。竣工が3箇所、施行中が3箇所となっております。林道は袋小路が多いため13箇所が手前からの施工となるため未発注というふうになっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） まず資料によりますと、公共土木施設については復旧率が河川災害が28.1%、道路災害が2%、橋梁については0%で全体の執行率は12.2%、また農地等施設災害林道施設災害では農業用施設災が5.3%、農地災が0%、林道災が15.8%で全体では9.8%の復旧率で、両施設ともこれから先かなりの時間を要するのではないかと思いますけれども、確実に復旧ができるようお願いしたいと思います。次の2番目の完全復旧までのスケジュールはどうなっているのかということで、災害復旧工事の発注計画や完了見込みなどについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは災害復旧工事の発注や完了までのスケジュールにつきましてお答えします。これまで災害復旧工事につきましては、出水期を迎える前に被害が拡大しないように河川災の復旧などを優先的に行っているところでございます。現在の発注状況につきましては、先ほどご説明させていただきましたけれども、災害箇所82件中24件を発注しておりますので、残りが道路災および河川災合わせまして58件の約15億円というふうになっております。災害復旧につきましては、地域住民の皆様の安全と生活再建を最優先に迅速な復旧が求められておりますので、準備ができた箇所から随時発注を行うようにしておりますけれども、ご存知のとおり、災害復旧工事については建設課だけではなく農政課や社会教育課、熊本県など各機関から多くの災害復旧工事が発注されているところでございます。また海外情勢による資材の調達の遅れも考えられますことから、災害復旧工事が完全に完了するまでには令和9年度末まで要するというふうに見込んでいるところでございます。町内の土木事業所におかれましては、災害当初から献身的に復旧活動にご協力いただきまして、受注した工事についても遅延することなく復旧につとめられてまいられました。今後はさらに発注件数が増えることが予想されますので、受注される土木事業者とともに協議し、進捗状況等を把握しながら復旧工事ができるだけ早く完了するように取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。農地農業用の災害復旧に関しましては順調に復旧するものと思っております。林道に関しましては先ほど答弁いたしましたように、袋小路のため手前からの施工となるため期間を要するものというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま災害復旧については特に河川災害復旧を優先して進められ、農地農業用施設についても全て発注済みとのことで答弁がっております。災害による復旧事業については出水期を目の前に控える中で被害の拡大防止と住民の安全確保を最優先に進められていることは適切な判断であると思いますし、災害復旧は住民の安全・安心と生業の再建に直結する重要な事業であると思います。その上で林道につきましては袋小路でなかなか時間がかかるということですが、地域住民の生活や森林整備にも影響することから、未発注になっている13箇所についても1日も早い発注と復旧につとめていただくよう要望いたします。次に3番目の不採択災害地はあるかということで、あるとすれば今後の復旧予定はということで質問をいたします。各地区から最終的な被災報告があっているとは思いますが、災害採択要件に満たない被災箇所も報告されているのではないかと思います。そのような中で特に農地等については去る3月議会において農地等の災害復旧にかかる工事分担金徴収条例の改正により、町単独事業における2割負担を1割負担にし、農家負担を軽減する措置がいち早く改正され、農家の方々も高く評価されているところでございます。しかしながら町道で小規模被災箇所また里道被災箇所、農業の後継者不足などにより畔などがそのままの状態では復旧ができないところもあるのではないかと

思いますけれども、災害で被災した箇所について今後の復旧予定はどういうふうに検討されているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それではお答えします。被災箇所の状況につきましては公共土木施設災害復旧事業の採択の条件を満たさないものもあります。昨年の豪雨災害におきましてもそのような小規模な被災箇所がありました。被災状況につきましては小規模な被災ということで河川護岸の崩壊や道路の陥没、それから小規模な崩土や堆積土砂の除去などを行っているところです。災害復旧事業の採択条件といたしましては1箇所の工事費が60万円以上であるというふうになっておりますので、条件にあたらな、先ほど申しました小規模の災害復旧につきましては補助災害復旧事業債を活用いたしております。なお補助災害復旧事業債は充当率が100%で交付税率が95%というふうになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。農地につきましては工事金額が40万円未満の国庫補助の要件を満たさない箇所におきましては激甚災害の指定を受けましたので、自力復旧事業として昨年度、未申請がないように回覧や防災無線等を活用いたしました。今年度になってからはその相談ありませんので無事に完了したと認識しています。農道や水路等の施設に関しましては今後各行政区等から相談があった場合は、重機刈り上げ等で対応していきたいというふうに考えております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま小規模な被災箇所についてもいろんな手段を持って復興を前に進めていくという思いが分かりました。次に4番目、今回の浸水被害について、緑川本流水位上昇によるバックウォーターの影響をどのように分析しているかについてお尋ねをいたします。昨年の12月議会で鳴瀬議員も内水対策の効果検証の必要性について質問をされておられます。町長の答弁では何の事業につきましても効果検証は重要であり、検証して見直す部分は見直す必要があると答弁をされておられます。竜野川や大町の排水機場、下横田排水機場の早急な対応は緑川本流水位上昇時には自然流下が困難となる構造である以上、排水機場整備等は住民の生命・財産を守る重要な施策であり、災害によって明らかとなった河川や排水機場の課題について結果を踏まえ、迅速に改修工事が進められていることは住民の不安軽減にもつながる大変心強い対応であり高く評価したいと思います。そこで今回の洪水時には船津地区馬門川溜池の洪水調整施設も完了しておりましたけれども、緑川本流の水位上昇に伴うバックウォーター現象、また県道今吉野甲佐線から大雨時には排水口から、また道路から大量の水が勢いよく馬門川へ流入しており、河川水位上昇の一因となっており、度々の床上浸水被害が発生しております。そのような中ではありますが、4月7日、3月末に完成した船津地区防災ステーションの排水溝集水枡よりポンプアップによる防災ステーション排水溝へ流し込み緑川本流へ流すという計画が船津有安区長をはじめ、地区住民に現地で説明会があっております。その時ですが排水溝に設置され

るポンプや排水管の大きさなどについて地区住民より小さすぎる、それでは浸水軽減にはならないといったような意見が多く出されております。また以前から堤防整備の要望が馬門川を横断し整備される計画があつておりました中に基幹設置し、内水対策を講じる計画もあつたかと思ひます。これらのことを含め緑川本流からのバックウォーター、県道今吉野甲佐線排水溝及び路面水位の馬門川への流入による浸水被害をどのように分析されているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えいたします。まず緑川本川からの馬門川等へのバックウォーターの影響についてお答えしたいと思います。森田議員がおっしゃられますようにバックウォーターとは緑川本川の河川水が上昇しまして馬門川など、支川の水が流れにくくなるというような現象でございます。昨年の8月豪雨でも緑川本川の中甲橋水位観測所におきましては最高水位が5.36mと氾濫危険水位を超える観測史上の1位の水位を記録したことから、馬門川からの水が本川に流れにくくなる影響があつたのではというふうに考えております。本川推移の上昇によって生じるバックウォーターの影響を小さくするためには緑川本川の水位を下げる対策を行う必要があるため、緑川を管理する国土交通省において近年の大雨で河道内に堆積した土砂の撤去など、本川水位を下げる対策を進めていただく必要があるというふうに考えております。質問の中にございました馬門川との合流点付近における緑川堤防整備についてですけれども、この堤防整備につきましては緑川水系河川整備計画の中に記載されております。緑川水系河川整備計画は緑川水系河川整備基本方針をもとに実施する具体的な河川整備の目標や内容を定めたものでございます。計画に位置付けられているということから今後、緑川全体のバランスを見ながら整備が進められるというふうに考えますけれども、町としましては早期実現に向けて国交省に対しまして継続して要望を行っていききたいというふうに考えております。もう1つご質問いただいておりますけれども、ご質問の中にありましたけれども、集水枡から防災ステーションへ排出する計画についてということですが、地元説明会では毎秒2トンの排水能力のあるポンプを1台設置するということで説明しておりましたけれども、先ほど森田議員がありましたとおり、地元から排水ポンプと排水パイプを大きくして欲しいというご意見もございましたので、課内でも再検討いたしまして2トンの排水ポンプを2台設置することで排水能力を向上させることで浸水被害の軽減につなげていきたいという考えでおります。この排水能力についてですけれども、排水先となる防災ステーションの側溝に流せる最大の流量で設定しております。この整備につきましては現在ポンプ設置の工事を発注しておりますけれども、資材の納品待ちというような状況でございます。説明については以上でございます。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま建設課長の方から答弁がありました。地元からの意見を踏まえ再検討された集水枡から防災ステーションに流すポンプについて、1台を2台に設置するというふうに浸水被害の軽減につなげるということについては、地元の意見を聞く

という観点からも執行部の方々のご努力に値するものであり安心いたしました。それでは引き続きまして1項目目、最後になりますけれども、5番目の河川内に土砂や転石が堆積し浚渫などによる河川断面の確保が必要ではないかということについてお尋ねいたします。近年の緑川出水に伴う河床高の軽減変化や流下能力を阻害している、このことについては昨年の12月議会で荒田議員の質問に緑川本流の浚渫の実績状況について質問がっております。建設課長の答弁では令和元年度、西寒野地区から令和5年度津志田地区までの河道掘削が実施されている。今年も計画的に河道掘削が行われる予定である。また国の方では災害関連予算として緑川の流木堆積土の除去について補正予算が確保されていると答弁をされておられます。先ほどの説明の中にもありましたけれども、昨年の豪雨災害後、緑川本川の流木や堆積土の除去を国の方で随時実施されていることは承知をしておりますけれども、流下能力を阻害している河床高を下げ、河川内に土砂や転石が堆積し、流下断面が狭小化している状況があちこちに見られます。地域の方々からも転石が堆積しすぎている。川幅が狭くなり水が流れにくくなった。川の中に大木化した雑木が流下機能を阻害し、氾濫や浸水被害を引き起こす恐れがある。川の中の樹木伐採や転石除去は必要などの声が多く聞かれております。このような声を踏まえ、近年の洪水などにより河川内に土砂や転石が堆積し、河道断面の縮小による流下能力低下が懸念されることから、浚渫などによる河道断面の確保が必要と考えますが、町の方ではどのような検討がされているのかお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えいたします。緑川本川において浚渫などによる河道断面の確保につきましては町でどのように考えてるかということですが、緑川につきましては河川管理者であります国土交通省において日常的な河川巡視および点検によりまして堆積土砂を含め河川の状況を把握されており、必要に応じて対策を実施するなど適切に維持管理が実施されているものと認識をしております。本町管内におきましても、先ほどありましたけれども、近年では麻生原地区や津志田地区等におきまして河道掘削が実施されているというところでございましたけれども、昨年8月の豪雨時には出水直後より被害状況等を把握するための緊急調査が実施されております。施設の機能に著しく支障となった堆積土砂・流木等の除去が迅速に実施されているというところでございます。さらに令和7年8月の出水の対策といたしましては、甲佐大橋周辺等にて河道掘削や樹木などの伐採を実施する予定というふうに伺っているところでございます。甲佐町といたしましても昨年の6月、9月に国への要望を行い、堆積除去や堤防整備等の促進等のお願いをしたところでございますけれども、今後も地域住民の安全・安心な暮らしが守られますように様々な機会を通じて国会、国土交通省に対して働きかけていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 国の方で土砂の撤去を災害後緊急にされていることは承知しておりますけれども、町長の防災減災対策の思いは、誰一人残さないという強い思いの中で緑

川本流から甲佐町の地域住民を守る対策など、5つの柱を軸として早急な対応を進めておられる状況下ではございますけれども、住民の安全確保のため実効性ある浸水対策の構築に向けた国への要望活動、また緑川改修期成会会長として特に令和7年10月の要望で8月豪雨災害を受けて緑川に堆積した土砂や流木の撤去、6項目の内容ですでに要望として実施をしておられることは承知しております。しかしながら現状ではまだまだ転石や樹木まだ河床高にもなっているところも場所によっては多く見られ、先ほども申しましたけれども地域住民の方々も川の中の浚渫や転石の除去、そういうのをできないかというような意見が多く出されております。そういう中で河道断面の確保をするため、特に転石が流下能力を阻害しているところもあると思いますし、地域住民が本当に安心・安全な生活ができますよう関係事業の着実な推進と早期実現に向け、今後の取り組みに期待いたしまして、次の質問に入ります。

質問事項の2番目、防災拠点施設の管理運営と防災教育の推進について、1番目、国から移管された防災拠点施設については今後の管理運営方針をどのように考えておられるのかについて質問をいたします。近年、全国各地で豪雨災害や地震など自然災害が頻発しており、地域防災力の向上がこれまで以上に求められております。本町においても過去の災害経験を風化させることなく、平常時から防災意識を高める取り組みが重要であると考えます。そのような中、国から防災拠点施設が町へ移管されておりますけれども、防災拠点施設の管理運営方針をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 防災ステーションの管理運営につきまして説明させていただきます。防災ステーションの管理につきましてはすでに国土交通省との間で協定を交わしておりまして、この中で防災ステーションの施設内の管理については草刈りや清掃・側溝の泥上げなど、全て町が良好な環境の保全に努めるということとされております。このため日常から施設の状況を注視しまして草刈り等については作業員さんなどで実施していきたいというふうに考えております。また根固ブロックなどの備蓄資材の調達につきましては国土交通省で行われるということになっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま管理協定を結んでいるということですが、その中に清掃・草刈りなど入っております。特に周囲の側溝には山からの竹の笹とか竹の残骸などが入り込んで水の流れをかなり阻害すること考えられますので、定期的な巡回などをお願いいたしまして、2番目の施設の平常時における利活用について町としてどのような利活用を想定しているかについての質問に入ります。災害時の活用だけではなく平常時から住民が防災について学び体験できる施設として有効活用していくことも必要ではないかと思ひ質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは防災ステーションの利活用についてご説明させていただきます。防災ステーションは非常時には水防活動の拠点として活用されますけれども、

平常時の利活用についてですけれども、森田議員がおっしゃられますように住民の皆様が日頃から防災を学び、体験できるような施設として活用することも重要であるというふうに考えます。総合運動公園を利用したイベント開催時の更衣室利用の他にも水防活動の訓練や防災学習の場所として地域での話し合いや交流の場所としても広く活用が考えられます。水防センターも含めた防災ステーションにつきましては、地域全体の防災力向上にもつながるというふうに思いますので、施設利用としてそういった利活用を考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 地域全体の防災力向上にもつながる施設として活用を考えていきたいという答弁をいただきました。次に3番目の、小学生を対象とした防災教育や体験学習、防災教育訓練など施設を活用する考えはないかという質問に入ります。全国各地で自然災害が頻発していることから防災意識の向上がますます重要となっております。特に将来の地域防災を担う子供たちが小学生の頃から防災について学び、自ら命を守る力を身につけるということは大変重要であると考えます。そこで小学生を対象とした防災教育や避難体験、災害時の行動を学ぶ体験学習などを実施し、子供たちの防災意識の向上につなげるため施設を活用する考えはないかについてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（佐藤大治君） お答えします。先ほど建設課長からもあったように、緑川船津地区河川防災ステーションは本町にとって重要な防災拠点であり、地域の防災力向上に資する施設であると認識しております。また小学生への防災教育は知識の習得だけではなく得た知識を家庭に持ち帰り、親御さんと共有することで家庭内の防災力も高まると同時に、地域の防災力の向上にもつながる大切な教育だと考えております。ですのでまずは学校の方には年間のカリキュラムがあると思いますので、時間割や学習指導要領との整合性などを教育委員会と協議してまいります。また教育委員会との協議に目途が立ちましたら、国土交通省とも協議を行い、施設を活用した防災教育や自然災害体験者を活用した災害体験学習などができれば、子供たちにとってもかけがえのない体験学習になると考えます。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） 4番目の学校、地域、消防団、自主防災組織などと連携した防災学習の推進について町の考えはということに入ります。災害時には地域住民同士の助け合いが重要になることから日頃から子供たちと地域住民が防災について学ぶ機会を設けることも大切なことだと私は思います。学校、地域、消防団、自主防災組織などと連携し防災ステーションを活用した体験型防災学習の推進について町の考えはないかということで質問をいたします。

○議長（宮本修治君） 危機管理防災課長。

○危機管理防災課長（佐藤大治君） お答えします。平常時に世代間を超えて地域が一体となって防災訓練に取り組むことにより、地域の実働力と次世代の防災力が同時に高めら

れると思いますし、災害発生時に必ず成果としてあらわれると思います。当該施設には備蓄資材が整備されているため、消防団の土嚢作りなどの水防訓練、水防センターでは図上訓練や地域の話し合い活動など、様々な活用方法が考えられます。また先ほども答弁いたしました自然災害体験者を活用した災害体験学習も含めて、地域が一体で学習・体験することにより子供たちは大人の人たちの活動を目の当たりにすることにより、自分たちの地域を守るという意識が育まれ、大人の方たちにとっても防災に対してより責任感が増す研修になると思いますので自主防災組織や消防団そして子供たちが一緒に参加できるような防災学習が実現するよう今後、国土交通省と協議を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） それでは学校における防災教育に関する質問でございますから私の方からも答弁させていただきたいと思います。令和5年3月に文部科学省が作成しました実践的な防災教育の手引きというのがありますが、この中で学校における安全に関する教育の充実の方策の中に、地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実ということが掲げられております。また地域の防災リーダーなどの資格者やボランティアなどの人材、公民館における防災講座などの活用や地域に密着した消防団、自主防災組織、自治会やまちづくり組織等の地域コミュニティの活動と学校における防災教育を関連付けることが求められております。学校の防災教育は様々な場面を想定し熊本地震や令和7年8月豪雨などの災害への経験から学んだことにより災害について知る・備える・行動する、それらの能力を身につけることを目標に地域の人材や組織などと連携し、本町内にある防災拠点施設などを有効に活用しながら教育課程全体を通じた関連する教科単元の中や総合的な学習など、評価・横断的な教育内容として現実的で実践的な防災教育を行っていくことが重要であるというふうに考えております。今後とも各学校と地域の実態・実情に応じ、地域の施設を活用し地域の組織などと連携した防災教育に取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 森田議員。

○4番（森田精子君） ただいま教育長からも強い言葉をいただきました。今回、質問いたしました豪雨災害からの復旧復興を着実に進めるとともに、その経験と教訓を風化させることなく次世代へつないでいくことが重要であると思います。また防災拠点施設が災害時の拠点施設というところだけではなくて、平常時から防災を学び地域防災力の向上につながる施設として有効に活用されることを期待し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（宮本修治君） これで4番、森田精子議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。50分から再開いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時50分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に9番、井芹しま子議員の質問を許します。

9番、井芹しま子議員。

○9番（井芹しま子君） 9番、井芹です。よろしくお願いいたします。今回は2点、補助金の在り方についてと物価高騰対策問題についてお尋ねをいたします。1点目の補助金のあり方について質問をさせていただきます。通告と順番が少し変わりますけれどもよろしくお願いいたします。まずその前に補助金・支援金・助成金など、様々な形で事業者支援、事業支援がありますけれども、それぞれの定義について、またその中で補助金について、実績令和5年度、6年度、7年度はまだ9月が決算のためということでございますので、8年度の予算について補助件数と交付金額についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金・助成金・支援金の定義等についてお答えをさせていただきます。補助金・助成金・支援金の違いにつきましては公共政策において非常に重要な知識であり、それぞれの用語は似ているものはありますけれども目的や定義において明確な差は存在しますので説明をさせていただければと思います。まず補助金についてですが、地方自治体が特定の事業や活動に対して提供する財政的な支援をさします。補助金は通常、予算の範囲内での特定の目的に向けて申請を受けた団体や個人に対して交付をされます。これは必要な条件を満たしている場合でも予算の制約や公的機関の裁量によって交付が受けられないこともあるため、申請内容の申請が重要なポイントとなります。補助金は地域振興、環境保全、教育支援など多岐にわたる分野で活用されています。次に助成金についてですが、こちらは補助金と非常に似通った性質を持ちながらも、より幅の広い対象に適用されることが多く、特に福祉・医療・地域振興などの分野で多く見られます。助成金は特定の事業を促進するために支援されるものであり、一般的には厳しい審査基準を設けておらず比較的に利用しやすいものです。そして支援金についてですが、これは一般的に経済的な困難に直面している孤児院や団体に対してされる財政的な援助を指します。支援金は特定の事業や活動に限らず、特に災害時や緊急時に多く用いられることが特徴となっております。以上のように補助金が特定の事業に対する支援であり、助成金がより広範囲な対象に提供される支援、支援金が緊急時や困難な状況に対する救済措置であるという違いがあります。次に令和5年補助金等の実績及び予算についてお答えをいたします。令和5年度の実績といたしましては55事業件数で総額の2億517万3,026円となっており各種団体等に出しております運営補助を除きますと33事業件数で1億4,704万9,266円となっております。令和6年度の実績といたしましては62事業件数で総額の2億1,086万7,357円となっており各種団体等に出しております運営補助を除きますと39事業件数で1億4,935万5,357円となっております。令和8年度の予算につきましては91事業件数で総額の7億1,221万3,000円となっており各種団体等に出しております運営補助を除きますと63事業件数で6億1,365万1,000円となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 補助金の定義についてはご答弁をいただきました。その中で補助金についてお尋ねをしていきたいと思うんですけれども、地域活性化や補助金は産業振興など行政課題を解決・推進していくための施策の1つとして地方自治法232の2、公益上必要がある場合において寄付また補助をすることができるというこの規定に基づいてこの公益性が認められた場合、事業者などに対して補助を出しています。町はこれまで町の活性化それから産業振興などのために積極的な予算で課題の推進を図ってきたと考えます。その補助金は答弁いただきましたが、令和5年度には55件から令和8年度は91件へと大きく拡大をしております。増やすことができた背景にはふるさと納税寄付金の順調な伸びがあるわけですが、しかし補助金は公金であるため地方自治法では地方公共団体はその事務の処理にあたっては住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとされ、その執行にあたっては補助金額に見合う効果が認められることが必要となっています。また公金であるため当然、交付金決定にあたっては公平性・公正性・透明性が問われます。町においてはこの補助金の使い方、扱い方について具体的にどのような形で公平性・公正性・透明性を図られているのか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金の公平性・公正性・透明性を図っているのかを、またその方針についてお答えをさせていただければと思います。補助金の取り扱いにおける公平性・公正性・透明性の確保は行政において非常に重要な課題であり、住民の皆様の信頼を得るための基本的な要素であると認識をしております。まず公平性と公正性についてでございますけれども、補助金の交付にあたるプロセスについては全て文書で記録をし、決定過程を透明にすることで公正を期しております。また透明性を確保するためにも定期的な報告を行い、補助金の執行状況を町ホームページや広報紙により決算状況について報告をさせていただいているところでございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それでは補助金が予算化されるまでの流れについてどういう経過を経て予算化されるのか、その流れについてお尋ねをしたいと思います。その際、事業ごとの要綱などが作られているのか、事業も先ほど答弁いただきましたように91件と今年度はなっておりますけれども、そういった要綱などが作られているのか、そしてそのどのようなタイミングで作られているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金の予算化までの流れについてお答えをいたします。補助金の活用だけでございませぬけれども、新規事業を構築する場合においては担当課における課題等を整理し、新たな事業を構築する必要がありましたら、まず事務事業評価委員会にかけていただきます。補助金を交付する必要がある場合は要綱も作成しておく必要がありますので、その時に要綱も作成をしていただくということになります。その

事務事業評価委員会で目的・事業内容・補助率・事業費・要綱等も審議を行います。その事務事業評価委員会で事業が承認になりましたら予算化に向けて新年度予算、補正もありますけれども、総務課長等の査定を行って決定をすることになります。ただ必要に応じて町長の査定を行っていただきながらその後、議会の上程ということになっているところがございます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 事業については要綱が作成をされているということなんですけれども、全てではないと思うんですけれども、全てというか、ないということではなくて、全てにおいて要綱が作られているということなんですけれども、その要綱のタイミング、こういう補助金があったら事業参加をしたいという住民の方もあるというふうに思うんですね。そういった点で公平性という面から補助金要綱については事前に住民に公開とかして住民が制度の中で平等・公平に扱われるべきではないかなというふうに考えるんですけれども、その点についてはどのようになっておりますか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 今の議員の質問については事業者の募集また公平性についてということでお答えをさせていただければと思います。議員がおっしゃるとおり、事業次第では要綱に基づき事業者を募集することになります。そういう際につきましては、町のホームページや広報紙等を通じて周知を行っておりますので、そのことで公平性を期しているというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ではその補助金については査定と、補助金の査定、どういうふうに補助金を決定するかという段階においてこれまで議会等でもいろいろ議論になりましたけれども、ある事業は10割補助だったりある事業は何割だったりという事業によっては様々補助率とか補助金額の査定については違っているわけなんですけれども、そういったのをどういうふうにこの方針があるのか、事業ごとにそういった査定をされるのか補助率を決められるのかというのは町の方針としてはあるのかないのかその点をお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金の算定に関する方針についてお答えをさせていただければというふうに思います。まず事業ごとに何割補助といった明確なルールといった算定はありません。ただ補助金の算定にあたっては地域の実情やニーズを考慮に入れることが重要であり、また事業ごとに目標を達成するために応じて算定の基準を柔軟に設定することを考えております。具体的には事業の規模や収益性、地域社会への貢献度など多角的な視点から評価を行い、それを元に算定を進める方針としております。なお補助金制度の運用にあたっては国・県の政策や法律をふまえることが必要で、事業の実施に際しては正確かつ公平な補助金の支給を目指し、持続的な見直しを行うことで地域の実情に即した支援を行っていくこととしております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 補助金の算定は柔軟に決めているという答弁でしたけれども、補助金の交付要綱というか 当然町にもあるわけですが、この要綱のあり方を各自治体、たくさんではもちろんないですけれども、見ますと自治体によっていろいろ違いがあるわけですが、甲佐町のように1本の要綱ではなくて益城町では起業・創業を検討されている方、住宅購入、移住を検討されている方など目的が対象別に交付要綱が作られ、補助額もうそこできちんと示されているわけですね。こうした補助金のあり方、問題については全国の自治体の中にはより良い補助金のあり方を追求して補助金のあり方、それから補助金の基本的な考え方などなど、やはりきちんとそういった文章化をされてルール作りがされているようです。甲佐町においてはふるさと納税の寄付金額が延びたこともあって新規事業の拡大、それから補助金の拡充など様々行われているわけですが、そしてその補助算定についても先ほど言いましたように様々でありますので、そういった中でやはり疑問を生じる部分も出ています。これはもちろん皆さんではなくて私はそういうふうに感じている部分があります。この点について柔軟にということはどうなのかということもありますが、やはりこの点についてはルール作りなど必要ないのか、そこから付近の問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金交付要綱等の作成についてお答えをさせていただきます。議員がおっしゃいます要綱ではございますけれども、まず全体的に基準となる甲佐町補助金等交付規則というのがございます。議員が言われます甲佐町の1本という要綱についてはまず大元にこの基準となる甲佐町補助金等交付規則というのがございます。この規則に準じまして各事業ごとに要綱を作成していくこととなりますので、各事業ごとに要綱は作成をしているところでございます。またルール作りの必要性でございますけれども、先ほど答弁をいたしましたとおりではございますけれども、事業の規模また収益性、地域社会への貢献度など多角的な視点から評価を行っていきながら、それを元に算定を進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 地域の実情や多角的な評価を経て決められているということと、そういうふうに決めていきたいということなんですけれども、補助金の算定については先ほども言いましたように明確なルールを示している自治体もありますけれども、やはりそういった点では町民から見ても納得いくルール作りが一方では必要ないではないかなというふうに思います。補助金交付も全体的な視点でのルール作りという点も必要ではないかと思えますし、時には不公平になることも考えられますので、この点については全国の自治体を参考に一度検討を求めたいというふうに思います。私はその中でやっぱり疑問を生じる部分と先ほど言いましたけれども、1点2点か1つはお尋ねしておきたいという補助金がございます。それは3月の議会でも議論にありましたけれども、地場産品創出支援事業ですけれども、これは一事業者について10割補助、3億円を補助するというものなんですけれども、議会での説明では今財源についてクラウドファンディングで集めてそれを補

助金とするもので目標は3億円ですけれども、クラウドファンディングで1,000万円かもしれないし1,200万かもしれない、それ以下かもしれないという説明でした。しかし後に聞きますと私が考えてたクラウドファンディング型のふるさと納税ではなくて、ふるさと納税もクラウドファンディングだから特別に事業に対する寄付を求めるものではなくて、要するに普通のふるさと納税から補助金を出すということでした。CF型だとお礼も出さないということもあるというふうに聞いておりましたけれども、返礼品は米ということでした。要するにクラウドファンディングということを出す必要はなかったのではないかとこのように思います。なぜこのような言い方をされたのか、私の認識が間違っていたのか、この点を是非とも説明を補助金のあり方という問題に関して質問をする以上、この点については答弁をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金算定におきます地場産品開発補助事業についてお答えをさせていただければと思います。まず前提といたしまして3億円は概算の予算でございます特定の事業者に限った想定での予算でございますので、申し訳ございませんがご理解いただければと思います。また本事業により算出するふるさと納税返礼品としての登録を米とした場合を前提にでのお尋ねかと思っておりますけれども、本事業はふるさと甲佐応援基金の返礼品として登録していただき、その寄付額が補助対象経費に達した際にまたいろいろな要件はありますけれども補助対象経費の4割から8割の補助を行う制度であり、最初に寄付を集めるという意味でクラウドファンディングという言葉を使用したというふうには伺っているところでございます。なおこの事業におきましては事業選定委員会を設置しており、事業内容等の審査を行い、選定事業者を決定するということになっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 実際問題、この創出事業支援については事業も動き出して対象事業者も動き出しておられます。そういった点で概算の金額ではなくて本当に1事業者に対してそれはいくつもその事業が3億円の中に事業がいくつもあるのか、今の時点では1事業者かもしれないけれども、これにまた他の事業者が2つ3つ事業者が加わることもあるのか、そういう形での表現なのかというのをお尋ねします。1事業者じゃないというようなことなんです。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 予算については先ほど答弁いたしましたとおり、予算額は3億円と1事業に3億円ということではありませんで予算が3億円、事業者については応募があった事業者については先ほど言いましたように選定委員会を開催して事業者を決定していくという運びになると思います。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それではこの3億円はもし1事業者だったらこの1事業者に3億円というふうな形になるのかどうかという点についてはどうでしょう。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 先ほど説明を行いましたけれども、寄付額が補助対象経費に達した際ですので、その補助対象額の経費がいくらになるかということでの金額になってくると思います。また先ほども言いましたけれども、補助対象経費の4割から8割という補助制度でありますので、その分で金額が確定していくということになります。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 色々説明をいただきましたけれども、要するに補助対象額というふうに言われましても普通のふるさと納税で集めるわけですので、その特定の事業に対して集めるわけではないので、全体としてふるさと納税として集めるので、その補助対象額の8割というようなことですが、結局それに近いものになるというようなことだというふうに思いますので、それではこのクラウドファンディング型で集めるわけではないんですね。普通のふるさと納税として集めるわけですね。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） はい、これにつきましてはふるさと甲佐応援寄附金の返礼品として集めますのでクラウドファンディングという部分については、もともとふるさと納税もクラウドファンディングの制度のようなものですので、名前が同じような目的の言葉になっていますのでそういう形で発言があったというふうには思っております。ただこれについてはふるさと甲佐応援寄附金の返礼品として集めるということになりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） クラウドファンディングにちょっと私もこだわってしまって当初そのことから説明会の中で十分そのことを説明されたので、やはりクラウドファンディング型ふるさと納税とふるさと納税の違いというのはこれはきちんとわかっててそういうふうにおっしゃるんだろうというふうに思うんですが、クラウドファンディング型ふるさと納税というのが自治体の具体的な課題についてその中の1つに絞った形でそれで通常は1つのプロジェクトに限定をしてその目的とか目標の寄付額、期間などをきちんと決めて、それに対してそれに賛同した人が寄付をするというような形になっておりますので、ふるさと納税もクラウドファンディングだということとはちょっとその中身が私は違うというふうに思うんですね。やはりそこをきちんと当初、私は説明をしてこういうふうに寄付をするというような形に私はすべきだったというふうに思うので、そこら付近についてはちょっとまた今日はあれですけれども議論をさせていただきたいというふうに思います。町の認識としては分かりました。この問題については議会でも何度も議論がありましたので、その点についてはまた別途質問をさせていただきたいというふうに思います。それからあと1点ですが、賃貸住宅建設を補助するものですが、2LDKで1戸250万円の補助、3LDKで1戸の補助が300万円というこの補助制度を設けたわけですが、これは昨年からでしたけれども1戸の補助上限は上限がないという補助でした。

この事業を含む予算には、予算を含む全体の予算としては反対をしたわけですが、これも大きな補助で金利はない大変な大きな補助となっておりますけれども、この算定基準についてその根拠についてお尋ねをいたします。いろいろ疑問を生じている予算はもちろんいろいろあるわけですが、この大きな予算ですのでとりあえずこの2点についてお尋ねしたいと思いますけれども、今の質問についての答弁をお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 補助金算定におきます民間賃貸借建設事業についてお答えをさせていただきたいと思います。補助金額の算定根拠といたしましては標準的な建築費の3割相当としております。補助率の算定にあたりましては実施されている自治体を参考にしながら繰り返しにはなりますけれども、事業の規模、収益性、地域社会への貢献度、多角的な視点から、これにつきましても事務事業評価委員会で最終的に決定をさせていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 補助の上限はないという事業ですので町にとりましてもいかにこの人口問題とかそういった問題、少子化問題とか大きな課題を抱えておりますので、その課題の推進というようなこともあるというふうに思うんですが、そこには事業の優劣を感じる事業者もあると考えますし、そういった点では公平性・透明性を確保するためにもルール作りは必要ではないかというふうに考えますので、この点についても検討を求めたいというふうに思っております。この事業者向けの補助金と言いますのは、同じ補助でも子育てや福祉、教育などへの補助は自治体が本来に担うべき住民サービスとして広く住民全体が受益者になるわけですが、しかし事業者向け補助金は民間活動への公費投入ですから、その必要性や効果、公益性については厳格な説明責任というのが求められるというふうに思うんですが、そういった点で補助金の効果とか検証について、この事業に限らずですが、全体的にはどのように進められているのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは補助金の効果検証についてお答えをさせていただければと思います。補助金の効果検証につきましてでございますけれども、補助金支出による効果の検証についての重要性を認識はしておりますので、まずは担当課で実績や住民等からの意見もふまえ効果検証を行っております。町全体では企画会議等での事業の進捗管理等を協議検討することとしておりますので、その中で効果検証を行ってもおります。また予算査定の中でも事業の効果等について確認することで次年度への予算化についても協議をさせていただいております。また補助金の交付要綱は3年ごとに見直すことにしておりますので、その要綱等も事務事業評価委員会で協議をし決定することというふうにしております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） それでは内部の評価委員会もあるわけですが、補助金の

あり方を考えた場合、やはりこの内部の審査評価委員会だけではなくてより町民に開かれた補助金のあり方というのも私は必要ではないかというふうに思うんですけれども、そういった点では外部も入れた審査会をもうけるべきではないかと思うんですけれども、この点についての見解を求めたいというふうに思います。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは外部による審査の設置についてお答えをさせていただければと思います。外部による審査の設置でございますけれども、審査会を設置し検証を行うことに課題があるというふうには考えております。設置する場合、効果検証に必要なデータ収集や分析を行うには専門的な知識と技術が求められます。これを外部機関に依頼する場合に一時的な契約に依存することになり、その結果や効果の持続性が担保されないことも懸念されるところでございます。特に地方創生戦略や地域資源の活用においては地域の状況や特性に基づいた柔軟なアプローチが必要であり、外部機関だけでは十分な理解や対応が難しい場面も出てくると思います。また相当な運営経費や人員が必要という部分も考えられるところでございます。さらに効果検証を内部で行うことで直近の施策における実績をもとにした迅速なフィードバックが可能となりますし、継続的なモニタリングや評価を行うことで当該施策の課題を早期に発見し必要に応じて改善策を講じることができるため柔軟性のある運営が実現可能というふうに考えます。以上のことから現段階での外部による審査会の設置は行わない方針で進めさせていただきたいというふうに考えております。引き続き適切な運用と効果的な評価を心がけ、地域に必要な施策を検討していきます。また今後ともより良い行政運営に努めさせていただきたいというふうに思っております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） ふるさと納税の寄付についても財源も非常に大きくなっておりますので、その背景にして先ほど言いましたように様々な事業の新規事業等も増えているわけですが、それに伴う補助金の交付も数も非常に増えております。そういった中で外部のどうしてもそういった点ではやはりこの本当に透明性や住民に開かれた公平性を様々な担保するためにも私はより効果的な補助金の活用にあたってはやはり今答弁いただきましたけれども、外部と言ってもそれは外部の人にももちろんよりますけれども、そういった点では少し検討を進めていくべきではないかなというふうに思います。次にふるさと納税についてなんですけれども、このふるさと納税については大きく延びているわけですが、この財源については政府の見直しとか社会情勢の変化によっても左右される、いつまでも同じように確保できるとは限らないわけですが、そういった中で補助金の大きな財源もなっておりますけれども、この寄付の活用について改めてどのようにお考えか、そしてまた近年の実績についてもお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それではふるさと甲佐応援基金の活用の考え及び近年の実績についてお答えさせていただきます。まず近年の実績の方から答弁をさせていただければ

と思います。令和4年度から令和6年度までのふるさと応援寄付金及びそれに対しますふるさと甲佐応援基金の積立金の実績についてお答えをさせていただければと思います。令和4年度のふるさと甲佐応援寄付金額が13億8,719万4,000円、基金積立が5億8,700万円、令和5年度の寄付金額が28億7,954万3,500円、基金積立金額が11億5,200万円、令和6年度の寄付金額が68億6,573万500円、基金積立金が31億7,585万8,000円となっております。次に基金の活用の考え方についてでございますけれども、寄付者が基金の使途について希望をされておりますので、その使途により寄付を活用させていただいております。使途の区分につきましては7項目ありますので、令和6年度を例にして説明をさせていただければというふうに思いますのでよろしく願いいたします。令和6年度に使途区分ごとに基金を充当した主な事業名、事業数、金額についてご説明申し上げます。まず花と緑に包まれた町づくりのための事業になりますけれども、では町道の維持管理事業、津志田河川自然公園管理事業など17事業に6103万9,400円、次に安全安心なまちづくりでは防犯灯設置工事、防災行政無線管理費など12事業に1,964万8,700円、次に子ども育成では保育の実施費、子ども医療費助成事業など42事業に2億7,134万1,600円、次に心で豊かに暮らせるまちづくりでは国民健康保険基盤安定繰り出し金事業、高齢者インフルエンザ予防接種事業など5事業に2,519万100円、次に魅力的なまちづくりでは観光協会補助事業、住民票等コンビニ交付システム導入事業など12事業に2,637万1,800円、次に生きがいを感じながら暮らせるまちづくりでは図書室管理運営事業、障害者相談支援事業など9事業に1,399万7,800円、最後に町長が必要と認める事業では総合運動公園管理事業、法定外公共物等整備事業など9事業に6,790万5,600円で、令和6年度では106事業に4億8,547万5,000円を充当させていただいております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 7項目あって寄付者はどの事業に使って欲しいかということで選択をされるんだろうというふうに思うんですけども、以前はこの寄付者が選択をした金額をその事業費に使わなければいけないというふうにおっしゃってたわけですけども、それはそのとおりかということと、まずそのそれがまず極端に子育て、1番なら1番とかそういった時に極端に偏った場合、そういった場合はどうなるかというのをその点だけお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 先ほど答弁いたしましたとおり、7つの項目で議員おっしゃられる1つの項目に金額が寄ったという部分については、すいませんがその項目に活用するしか町としてはできませんので、その項目で活用させていただきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） またふるさと納税寄付金については本当に執行部の皆さん、それから関係者の皆さんの努力を持って大きな延びを続けているわけですけども、私はふるさと納税寄付金については本当に貴重な財源であり、当初から住民の皆さんの暮らしと

か地域福祉、地域の産業をしっかりと支えるものとして活用してほしいということを訴えてまいりました。町としてもそういった使途、7項目ということで様々な事業に使われて町の様々な事業推進に大きく貢献しております。そういった点では今後もぜひともそういった点では住民の暮らしというのを大事にした交付金の活用を求めたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。それから最後になりますけれども、物価高騰対策についてお尋ねをいたします。世界有数の原油の産出国でございます中東での戦争ですけれども、これが世界の経済に深刻な影響を今与えているわけですが、その中でも日本は原油の90%を中東に依存しておりまして、これまでの円安に加えて原油由来のナフサの供給不足、首相は目詰まりと言っておりますけれども、すでに現実にナフサの供給不足による資材不足は我が町でも当然深刻な状況であります。資材の高騰と合わせ町の事業者の現実は大変厳しいものになっております。こうしたナフサの供給不足などを主な原因とする食品の値上げにつきましてはテレビなどの報道でもあっておりますとおり、6月は1078品目、7月は2200品目の値上げが予定をされておりましたこれから本格的に値上げラッシュとなる状況にあります。すでに地域の事業者の方や農家の皆さんの状況を聞きますと年末の大きな収入源になる枝物や竹染めの竹染めに使う塗料が70%ほど値上げになるということでした。ネットで探したら1缶5,000円だったものが5万円だったと嘆いておられました。またハウスのお金もビニールの製品の使用も多く、すでにメーカーからは6、7月からは30%ほどの値上げの通知が来ているということでした。また建築関係の事業者さんも塗料やシンナーまた建築資材も滞り、資材単価も非常に上がっていてこれでは倒産する事業者も出てくるのではないかと本当に不安だと言っておられました。国には事業資金の支援制度が欲しいということでした。こうした中で6月5日、ようやく3兆1,135億円の2026年度の補正予算が成立しましたけれども、自治体向け重点支援地方交付金は1,000億円であり、これではますます深刻さを増す国民生活や中小事業者の経営を支える支援金としては大きな問題だと考えます。当然、町においても住民生活はもとより農業・商業・建築事業者など様々な影響を受けやすい産業は多くあります。町は事業継続に影響を及ぼしている資材不足や高騰について、どのような認識を持っておられるのかお尋ねをします。その中で農業や中小事業者への支援について12日は利子補給の支援を打ち出されましたけれども、他に検討されていることなどありましたら伺いをさせていただきます。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。農業分野につきましては担当課において町内の農業関係販売店や農家の方からお話をお聞きしております。先ほど議員がおっしゃられましたとおり肥料・農薬・段ボールについては入荷はあるものの値段は高騰しているとお聞きしております。また先ほど言われましたシンナーにつきましては不足し入荷が不明な状況です。また出荷用やマルチ等のビニールに関しましては出荷の調整が行われているとお聞きしております。支援につきましては農林事業者向けの支援相談窓口が国及び県の方で開設というふうになっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 次に中小事業者の状況につきましては、農業分野と同様に商工会を始め地元業者への直接の聞き取りを行っております。それをもとに結果といたしましては農業分野と同様にシンナー、オイル、それから接着剤、プラスチック容器などの価格高騰、それから調達が困難になってきているというところでお聞きしているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） 企画課長。

○企画課長（本田幸嗣君） 先ほどのご質問の中で今後町における事業者支援などの支援内容だったり、今の町の認識はというところについてお答えをいたします。国の公表資料においては中東情勢自体が不透明であることが言及されており、このことから物価高騰、ナフサ由来製品の動向についても不透明な状況であるということを認識をしております。このような中、県におきまして中東情勢に伴う原油関連物資高騰等対策本部会議が開催され、今月初旬に国に対して農業者、中小事業者の皆様が事業を継続できるように政府要望がなされたところでございますし、まずは足元の資金繰りが重要であることから、資金繰りにかかる支援策について県内中小企業等を支援するための金融円滑化特別資金の拡充制度及び農林漁業者向けの支援策が創設されております。これを受けまして町長の指示において即座に町内で地元事業者への町としての具体的な支援策の検討に着手し、まずは県が創設した中小企業に対する資金繰りの支援の利子にかかる助成制度を創設するところでございますし、更なる支援策についても現在、町内で引き続き協議を進めているという状況になります。以上となります。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 今、中小企業の支援についてお答えをいただきましたけれども中小事業者の皆さんが今答弁がありましたように求めておられるのは直接的な融資や資金繰り支援というふうに思いますけれども、従業員がいる場合は雇用調整金の活用、こういったのも考えられますし、また自治体としましては税金とか社会保障の減免など支援策としては自治体としてもあるというふうに思うんですね。そういった点では今後、支援策を検討していくということですが、この利子補給のみならず、何を中小企業の皆さんが求めておられるのか、しっかりつかんでいただいて有効な支援をぜひ取り入れていただきたいというふうに思います。また農業につきましても答弁いただきましたように資材不足、資材高騰、肥料の高騰と非常に苦しんでおられるわけですから、ここは本当に農家の皆さんの苦難に向き合った支援が求められるというふうに思います。今までも肥料高騰については重点支援交付金なども活用しながら実施されたことがあります。農業は国の政策に振り回されて農家は減少の一途ですけれども、その中で町は守りの農業を打ち出しております。これ以上、農家を減らさないためにも、この苦難を乗り越えられるよう今の政策で苦難もなかなか続きそうですけれども、そういった点では具体的な町としての支援策をしっかり立てていただくように求めたいというふうに思います。最後に町長にもお尋ねをしたいと思います。コロナ禍以来、これまで町は物価高騰による住民の暮らしや地域経済を守るために様々な支援をしてこられました。今後も緊張する中東情勢は予断を許さず

どうこれからの社会的状況を見据えて住民の暮らしと地域経済を守っていくのか大変難しく厳しく難しい課題でありますけれども、対策を講じていく必要はあるというふうに思いますし、そのことは重要なことだと考えますので、そういった点では町長はどのようにお考えか最後にお考えをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それではお答えいたします。町といたしましてはだいまご質問ございました物価高騰であったり、ナフサ不足、中東情勢、こういった案件につきましてはやはり一自治体の努力だけで根本的な解決を図ることは極めて困難であると考えております。国・県によります経済対策や財政措置が必要不可欠であるため、国・県の動向に注視する必要があることはもちろんでございますけれども、ただ一方で町の地域産業を支えていただいている、先ほども井芹議員の方からご心配の声ありましたけれども、農家の皆様や中小企業の皆様方、事業者の皆様また地域住民の皆様にとって現状といたしましては、コロナ禍以上の危機的状況にあるというふうに私は認識をしているところでございます。そういったこともあって私から現在、全課に指示をいたしまして、町といたしましても必要な施策につきまして取り急ぎ検討を行っていきたいというふうに考えていることでございます。今後とも引き続き農家や事業者の皆様また地域住民の皆さん方の置かれている実態の把握を継続した上で、関係機関と連携を図りながら町として必要な支援策について適切な対応を図ってまいりたいというふうに考えておりますし、その際には先ほどもお話がありましたけれども、ふるさと応援基金の活用についても視野に入れながら必要な支援等につきましてはスピード感を持って適切に対応してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（宮本修治君） 井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 町長の答弁のとおりだというふうに私も考えます。本当にスピード感を持って本当に今こそのふるさと納税使うべきではないかと、しっかり活用すべきではないかというふうに思います。やはりそういった点で町長も前向きに本当に考えて行動されようとしておられますので、それに期待を持って議会としてもそれから執行部としてもこの苦難を乗り越えられるようにしていくべきだというふうに考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで9番、井芹しま子議員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了しました。

明日16日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午後2時42分

6月16日（火曜日）

令和8年第2回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

- 1. 招集年月日 令和8年6月12日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開議 6月16日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 閉会 6月16日 午後1時45分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 田中孝義	3番 鳴瀬美善
4番 森田精子	5番 佐野安春	6番 荒田博
7番 宮本修治	8番 福田謙二	9番 井芹しま子
10番 宮川安明	11番 本田新	

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 井上幸介 議会事務局書記 後藤理恵子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 甲斐高士	副町長 三輪孝之
会計管理者 渡邊友美	総務課長 荒田慎一
企画課長 本田幸嗣	地域振興課長 羽祢田直美
危機管理防災課長 佐藤大治	税務課長 松野洋幸
住民生活課長 宮崎貴美代	健康推進課長 早崎伊津子
福祉課長 高原貞典	環境衛生課長 田上和広
農政課長 上古閑一徳	建設課長 白石亨
会計課長 渡邊友美	
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 奥名雄吉
社会教育課長 内田健司	
農業委員会事務局長 上古閑一徳	選挙管理委員会書記長 荒田慎一

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

5番 佐野安春 6番 荒田博

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第2 承認第3号 専決処分の報告及び承認について
(専第2号 甲佐町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第3 承認第4号 専決処分の報告及び承認について
(専第3号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第4 承認第5号 専決処分の報告及び承認について
(専第4号 令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第11号))
- 日程第5 承認第6号 専決処分の報告及び承認について
(専第5号 令和7年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第6号))
- 日程第6 承認第7号 専決処分の報告及び承認について
(専第6号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第7 承認第8号 専決処分の報告及び承認について
(専第7号 令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算(第6号))
- 日程第8 報告第1号 令和7年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第9 報告第2号 令和7年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第10 報告第3号 令和7年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第36号 令和8年度甲佐町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第37号 令和8年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議員の派遣について
- 日程第16 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮本修治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりですので朗読を省略いたします。

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（宮本修治君） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 諮問第1号についてご説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

記、氏名、河野史郎、令和8年6月12日提出、町長名です。

提案理由といたしましては、現委員である同氏が令和8年9月30日で任期満了となるためでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 町長の推薦理由を求めます。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは推薦理由を述べさせていただきます。河野氏は、令和5年10月1日人権擁護委員の委嘱を受け、1期3年間、人権に関する相談対応や人権啓発活動に務めてこられました。現在は熊本人権擁護委員協議会の高齢者障害者委員会委員長としても活躍をされておられます。このほか、家族が経営する高齢者施設を手伝う傍ら、民生委員・児童委員を令和元年12月から3年間、白旗小学校運営協議会委員を令和2年4月から3年間務めてこられました。このように豊富な経験と広い知見をお持ちであり、引き続き人権擁護委員としてご尽力いただける適任者として推薦をいたします。以上です。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11 番（本田 新君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります、ただいまの町長の方からご説明がありましたとおり、河野さんは一生懸命地域のためにいろいろ尽くされておられる、地域にとってはなくてはならないような存在であります。これまでも人権擁護委員としてしっかりとした務めを果たされておられますので、これからの次もしっかりとやっていただけるものと期待されますので、本諮問については賛成をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。
本諮問について候補者として適任である旨の意見を添えて答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は適任である旨の意見を添えて答申することに決定しました。

日程第2 承認第3号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第2、承認第3号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは承認第3号についてご説明申し上げます。承認第3号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年6月12日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書になります。専第2号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和8年3月31日、町長名です。

記、1、甲佐町税条例の一部を改正する条例。専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令、並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和8年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、甲佐町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、専決処分を行ったものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町税条例の一部を改正する条例でございます。

甲佐町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文がありますが、改正内容につきましては別に添付しております説明資料でご説明をさせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（松野洋幸君） ありがとうございます。それでは説明資料により説明させていただきます。67ページお願いしたいと思います。では説明資料によりまして承認第3号についてご説明いたします。甲佐町税条例の要旨でございます。まず個人住民税についてです。今年度におきましても、物価上昇特例における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、個人住民税については地域社会の会費的な性格を踏まえ、地方税財源への影響や税務手続きの簡素化の観点等を総合的に勘案し、次のような改正が行われております。まず1、給与所得控除の見直しに伴う改正でございます。これは給与所得控除の最低保証額を65万円から74万円に引き上げる改正でございます。なお引き上げ額の9万円のうち5万円は令和9年度及び10年度、2年間の時限措置となり、令和9年1月1日から施行となります。次に2、扶養親族等に係る所得要件の改正でございます。同一生計配偶者、扶養親族及びひとり親の生計を一にする子に係る所得要件をこれまでの85万円から89万円に引き上げる改正でございます。令和9年1月1日からの施行となります。すいません、大変失礼いたしました。2番につきましては扶養親族等に係る所得要件の改正になります。これにつきましては同一生計配偶者、扶養親族及びひとり親の生計を一にする子に係る所得要件を現行の58万円から62万円に改正するものでございます。令和9年1月1日施行となります。大変申し訳ございませんでした。次に勤労学生に係る所得要件の改正でございます。勤労学生に係る所得要件を現行の85万円から89万円に引き上げる改正でございます。令和9年1月1日からの施行となります。次に4、ひとり親控除額の引き上げでございます。これはひとり親控除額を現行の30万から33万円に引き上げる改正でございます。令和10年1月1日からの施行となります。次に5、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税特例の新設でございます。特定暗号資産の譲渡所得等について、これまでの総合課税から新たに分離課税の対象とする改正となります。次に固定資産税についてです。まず6、固定資産税の免税点の見直しに伴う改正でございます。これは物価指数等の上昇等を踏まえ家屋に係る免税点を現行の20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を現行の150万円から180万円に引き上げる改正でございます。土地につきましては変更はございません。令和9年4月1日からの施行となります。次に7の固定資産税特例措置等の拡充、延長でございます。まず新築住宅に係る税額の減額措置の拡充・延長でございます。床面積要件を現行の50平米以上280平米以下から40平米以上240平米以下に、また一定の災害ハザードエリアを特例対象外とする立地要件を見直した上で、適用期限を5年延長する改正でございます。次にバリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置の拡充・延長でございます。対象建築物を特別特定建築全般とする等の見直しを行い、地方税法の参酌基準のとおり軽減率を3分の1とした上で3年延長する改正でございます。次に再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の拡充・延長でございます。これはペロブスカイト太陽電

池及び洋上風力発電に係る特例率を拡充するなど重点化を図った上で、3年延長する改正でございます。続きまして軽自動車税についてです。8、軽自動車税環境性能割の廃止でございます。これは米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため令和8年3月31日をもって廃止する改正でございます。次に9、グリーン化特例、軽課の延長でございます。これは環境負荷の小さい電気自動車等の新車に対して軽自動車税を軽課する制度になりますが、この特例期限を令和10年3月31日まで延長する改正でございます。10、その他といたしましては、地方税法及び政省令等の改正に伴う字句、引用条項の改正を行ったものとなります。今回の主な改正の要旨については説明は以上でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 一般的なこの減税になるわけですがけれども、国民はですね。それでいくつかお尋ねしますけれども、この減税によって町の税収についてはどういう影響が出るのかということと2番の子に係る所得要件、この子の年齢が何歳までかということと、一番下の再生可能エネルギーのこの説明ですがけれども、これをもうちょっと分かりやすく説明ができますか。なかなか理解しがたいなと思っていますので、ちょっとその3点をお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） まずそれぞれの所得要件の緩和に伴ってやはり税収としてはこの減額によって減少するということもありますけれども、すいません、まだ詳細な分析の方はまだ行われてないような状況でありますけれども、その一方で所得についてもある程度上昇しているような状況であります。なのでその辺時点ではっきりとしたどういう形になるかというのは今後分析をさせていただいてまたご報告させていただけたらなと思っております。2番目の年齢要件につきましては、すいません、後ほどまたお答えさせていただきたいと思います。すいません。次に再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額の特例措置の拡充・延長につきましてですがけれども、これにつきましてはこれまでの太陽光、今現在たっているような太陽光ではなくてペロブスカイト太陽電池という電池、結構柔軟で軽くていろんなところに設置が可能なような今電池が作られております。国としてもそのような電池の方を重点的に今後進めて、導入に進めていきたいということがありますので、その辺に重点を置いてこれまでの従来の太陽光発電についてはこういう軽減の対象から外すような国の流れとなっております。具体的に言いますと今回のペロブスカイト太陽電池につきましては、特例率を地方税法の参酌基準のとおり2分の1とするということになっております。なかなか甲佐町では該当はないと思いますけれども洋上風力発電設備につきましても地方税の参酌基準のとおり、特例率を5分の3としてそれぞれ適用期限を令和11年3月31日まで延長する改正ということになっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

4 番、森田議員。

○4 番（森田精子君） 4 番森田です。承認第 3 号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、今回地方税法等の一部改正により個人住民税、固定資産税などの条例改正でございます。何ら異議なく賛成をいたします。承認をいたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第 3 号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 3 号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 3 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第 3、承認第 4 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それでは承認第 4 号についてご説明いたします。承認第 4 号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。令和 8 年 6 月 12 日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専第 3 号、専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日、町長名です。

記、1、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。専決処分の理由といたしましては、先程の町税条例と同一ですので、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。改正文でございます。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下、改正文がございますが、この内容に関しましては、この資料の最後につけさせ

ていただいております説明資料にてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○税務課長（松野洋幸君） ありがとうございます。では最後のページ17ページをお願いしたいと思います。令和8年度地方税法等の一部改正に伴う国民健康税条例の要旨でございます。3点ございます。まず1点目、医療分の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げに伴う改正となりまして、2条になりますが、基礎課税額につきまして現行66万円から67万円に改正するものでございます。後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分につきましては改正はございません。2点目です。低所得者に係る減額といたしまして、中低所得者に係る国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の減額措置の改正でございます。世帯の所得が30万5,000円に被保険者数と特定同一世帯所属数を加えた数を乗じて得た額が43万円の合計額を超えない世帯が5割軽減の対象世帯となっていますが、30万5,000円を31万円に改正するものになります。また56万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数を加えた数を乗じて得た額と43万円の合計額を超えない世帯が2割軽減の対象世帯となっていますが、この56万円を57万円に改正するものでございます。3点目といたしましては、地方税法及び政省令の改正に伴う字句、引用条項の改正等となっております。3点とも、令和8年度分の国民健康保険税について適用するものでございます。この改正につきましては課税限度額の引き上げにより高所得者層の負担が増となりますが、中低所得者に係る保険税の5割軽減、2割軽減については経済的動向等をふまえて5割軽減、2割軽減基準の軽減判定所得について当該軽減を現在受けている世帯が生活水準が変わらなければ引き続き、軽減が受けられるよう改正が行われたものです。本条例につきまして以上でご説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑はありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 課税限度額はこの3つ、基礎課税額、後期高齢者、介護、これを合わせて、また新たに今年から子ども・子育て支援納付金が3万円が上乗せされておりますけれども、これでこの限度額というかに達するその所得と言いますか、それはだいたいどのくらいかと、なかなかそれは難しいかなと思うんですけれども、だいたいどのくらいなのかということと、それから今の状況で5割軽減、2割軽減の世帯率等が出ていればお願いをいたします。

○議長（宮本修治君） 税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） それではお答えしたいと思います。現行のこの基礎分になりますけれども67万円から66万円に上がるということでございますので、この65万円、医療分の所得割額の8.55%で割り戻しますと所得で約783万円ということになりますので、それに均等割り平等等の税額がございますので約750万円程度が対象になるかなというふうに見込んでいますところなんです。ちなみに世帯数ですけれども限度額を超えている世帯、医療分につきましては17世帯が超えているような状態となっております。5割軽減と2割軽減の世帯数ということですが、これは当初課税の世帯数になります。5割世帯が210世

帯、2割世帯が141世帯となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、中身は今説明をしていただきましたように国保の課税限度額の引き上げなどを行う国民健康保険税条例の一部を改正するものですが、国保税の限度額引き上げは26年度まで、この5年間連続で引き上げられておりまして、その総額は11万円にもなっております。加えて子ども・子育て支援分3万円が上乘せされております。物価高騰の中でも厳しい暮らしに重い負担を押し付けるもので、引き下げこそすべきだというふうに考えますし、引き上げについては強く反対をいたします。

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。承認第4号、専決処分の報告及び承認についてでございますが地方税法等の一部を改正する法律等の上位法の改正に伴い 本条例が改正されたと思っておりますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

この採決は、電子表決システムにより行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお願いいたします。

表決の漏れはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 表決漏れなしと認め、確定します。

賛成7票、反対3票。

賛成多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 承認第5号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第4、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは承認第5号についてご説明申し上げます。承認第5号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年6月12日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。専決処分書です。専第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記の事項を専決処分したものです。

令和8年3月31日、町長名です。

記、1、令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第11号)。

次の次のページをお願いいたします。

令和7年度甲佐町一般会計補正予算(第11号)です。

令和7年度甲佐町の一般会計補正予算(第11号)は次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,326万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億8,013万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（繰越明許費の補正）

第2条 翌年度へ繰り越して使用することができる経費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」によります。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によります。

令和8年3月31日、町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

款2、地方譲与税に992万1,000円を追加し、7,489万5,000円としております。1の地方揮発油譲与税から3の森林環境譲与税までです。款3、利子割交付金に131万円を追加し141万円としております。1の利子割交付金です。款4、配当割交付金に471万6,000円を追加し、571万6,000円としております。1の配当割交付金です。款5、株式等譲渡所得割交付金に591万円を追加し791万円としております。1の株式等譲渡所得割交付金です。款6、法人事業税交付金に849万6,000円追加し、1,849万6,000円としております。1の法人事業税交付金です。款7、ゴルフ場利用税交付金から40万1,000円を減額し、959万9,000円としております。1のゴルフ場利用税交付金です。款8、地方消費税交付金に4,421万4,000円を追加し、2億8,421万4,000円としております。1の地方消費税交付金です。款9、環境性能割交付金に262万9,000円を追加し、662万9,000円としております。1

の環境性能割交付金です。款10、地方特例交付金に103万7,000円を追加し、1,103万7,000円としております。1の特例交付金、2の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。款11、地方交付税に8億5,045万7,000円を追加し、33億45万7,000円としております。1の地方交付税です。款13、分担金及び負担金から30万円を減額し、3,453万2,000円としております。1の負担金です。次のページをお願いいたします。款14、使用料及び手数料から26万7,000円を減額し、6,542万5,000円としております。1の使用料です。款15、国庫支出金に1億3,542万5,000円を追加し、26億336万6,000円としております。1の国庫負担金から3の委託金までです。款16、県支出金に4,768万1,000円を追加し、16億9,927万3,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。款17、財産収入に309万9,000円を追加し、2,368万4,000円としております。1の財産運用収入、2の財産売払収入です。款18、寄附金から3億5,256万5,000円を減額し、54億4,843万6,000円としております。1の寄附金です。款19、繰入金から3億8,211万1,000円を減額し、16億9,790万円としております。1の基金繰入金です。款21、諸収入に278万円を追加し、7,765万円4,000円としております。3の貸付金元利収入、5の雑入です。款22、町債から5億7,530万円を減額し、10億180万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額184億7,340万1,000円から、1億9,326万9,000円を減額し、182億8,013万2,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費から1億4,203万3,000円を減額し、44億7,555万9,000円としております。1の総務管理費、4の選挙費、5の統計調査費です。款3、民生費に2,381万2,000円を追加し、24億8,884万4,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。款4、衛生費から70万2,000円を減額し、6億9,128万2,000円としております。1の保健衛生費です。款5、農林水産業費に69万2,000円を追加し、9億6,253万円としております。1の農業費、2の林業費です。款6、商工費につきましては財源内訳変更のために0円となっております。款7、土木費から389万3,000円を減額し、6億9,966万1,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋りょう費、4の住宅費です。款8、消防費から5,243万円を減額し、5億1,876万円としております。1の消防費です。款9、教育費から366万8,000円を減額し、8億470万5,000円としております。2の小学校費から5の保健体育費までです。次のページをお願いします。款10、災害復旧費から1,504万7,000円を減額し、20億2,454万9,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から4のその他公共施設・公用施設災害復旧費までです。款11、公債費につきましても財源内訳変更のために0円となっております。

歳出合計、補正前の額184億7,340万1,000円から、1億9,326万9,000円を減額し、182億8,013万2,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正です。1追加です。款5、農林水産業費、項1、農業費、事

業名やな場下流橋補修事業、金額303万1,000円です。次に2の変更です。款、項、事業名、補正前の額、補正後の額の順でご説明申し上げます。款3、民生費、児童福祉費、物価高対応子育て応援事業費、金額20万4,000円が補正後の額が38万7,000円です。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業、補正前の額2億4,171万1,000円を補正後の額で2億6,678万1,000円とするものです。

次のページお願いいたします。第3表、債務負担行為補正、1の変更です。事項、地域子育て支援センター事業委託料、期間令和8年度、変更前の限度額300万円、変更後の限度額300万7,000円です。

次のページをお願いいたします。第4表、地方債補正、1の変更です。説明は記載の目的、補正額、補正後の限度額で行います。緊急自然災害防止対策事業債から4,180万円を減額し、限度額を2億5,120万円といたしております。緊急防災・減災事業債から790万円を減額し、限度額を290万円としております。災害復旧事業債から5億2,560万円を減額し、限度額を3億6,050万円としております。なお、記載の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。本補正予算は主に令和7年度の歳入の各項目の額の確定に伴います予算の最終調整等を行わせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。なにかありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。ページ7の繰越明許費補正の中の追加、農業費やな場下流橋補修事業に関連して質問をいたします。鵜の瀬地区地域用水環境整備事業として農水省の補助事業として平成10年から14年にかけて整備された大井手川にかかる橋や公園を設置した際に作られた木造の橋はいくつあるのかが1つの質問です。もう1つは今回、やな場に一番近い橋の修復を行われましたが、その下流において補修の必要な橋はないのかというのが2点目です。3点目が大井手川沿いの遊歩道がありますがその管理はどこが責任を持たなければならないのか、毎年この部分につきましては雑草が生い茂り、景観としても良くないし防犯上も良くないスムーズに通れないほど、生い茂る状態だというふうに思います。この3点について質問いたします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えいたします。やな下公園の木橋に関しましては3橋ございます。今回改修しました橋の下流に2橋ありまして、その2橋につきましては現在状況を見ている状況になります。渡ってみたところ今のところまだ大丈夫かなというところというふうに考えておりますが、今後また劣化等した場合は改修していきたいと思っております。それとやな下公園の歩道につきましてですが農政課の方で建設課の作業員さんをお願いをして管理等を行っていただいている状況になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 23 ページの老人福祉と障がい者福祉の財源内訳が変更になっておりますけれども、その理由、27 ページですけれども水防費の 4,229 万が減額になっておりますけれども、こうなった経緯についてお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） それでは 27 ページの水防費の内水対策事業につきまして、減額 4,229 万円減額になってることについて説明させていただきます。こちらにつきましては内水対策事業として馬門川の浸水対策事業ですとか横田地区の河道掘削、それから中横田地区の浸水対策などを行っておりますけれども、実績によりまして予算残として残っておりますので、その分を減額させていただいております。以上です。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは老人福祉費の財源内訳変更につきましては後の報告第 1 号に出てきますけれども、介護基盤緊急整備対策事業がございます。公民館改修等を行う地域の集い等を行っているところで公民館改修を行うというような事業がございます。こちらにつきまして交付決定のほうが令和 8 年 2 月 4 日の方に交付決定を行いましたので繰り越しをさせていただくことになりました。その分につきまして 2,527 万 9,000 円につきましては概算払いのほうで支払っておりますので、この分の方は一旦、一般財源であげまして次の方の繰越しのほうで全てが終わった時にまた県の方からその分が入ってくるといようなことになっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5 番、佐野議員。

○5 番（佐野安春君） 5 番佐野です。先ほどの質問の関連なんですけれども、橋については 2 つあるということですが、やはり様子を見られているということですが、私も時々見ますが、かなり傷みが進行しているというふうに思います。やはり時々草を取るとか傷んだ部分だけを補修するとかいうような形で管理をしていけば木造の橋であっても寿命は長いというふうに思います。そういうところを気をつけていただくということが必要ではないかと思います。それと遊歩道のことですが、これ本当毎年ひどいんですよね。これ本当今年はそういうことがないように是非管理をしっかりしていただきたいということと、夏場の雑草の生育はものすごい勢いで成長します。そういった点ではよく注意をして、やはりやな場のすぐ下の遊歩道ですので管理をしっかり考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 分かりました。今後も草刈りの回数を増やすとか、そこから辺は建設課のほうと協議していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） ページの 19 ページで指定寄附金の減額の 3 億 5,300 万とありますけれども、こちらについてはふるさと甲佐応援寄附金になるかと思うんですけれども、や

はり一番返礼品としては米なんでしょうか。それと他の返礼品の比率等が分かっているならば、それも教えていただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） 寄附金の返礼品につきましては議員がおっしゃるように令和7年度においても米が一番多くその次が肉、その次については日用品というようなところでだいたい米と肉で9割近く占めているというような状況でございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 20ページですけれども、一番下ですけれども貸付金元利収入ということでありますけれども、残高はどのくらいになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） お答えいたします。住宅新築貸付等の貸付金の元利収入ということでございますけれども、こちらの現在の貸付残額としましては約5,800万円となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第5号、専決処分の報告及び承認についてでございます。ただいまこちらにつきましては令和7年度の甲佐町一般会計補正予算第11号ということでございます。歳入歳出それぞれ1億9,326万9,000円を減額されたということでございます。額の確定により最終調整されたということでございますので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第5号「専決処分の報告及び承認について」を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第6号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第 5、承認第 6 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） それでは承認第 6 号について説明申し上げます。承認第 6 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和 8 年 6 月 12 日提出、町長名です。

次のページをお願いします。専第 5 号、専決処分書。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日、町長名です。

記、1、令和 7 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）。

次の次のページをお願いします。

令和 7 年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,472 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13 億 4,970 万 8,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものとします。

令和 8 年 3 月 31 日、町長名です。

次のページをお願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款 4、県支出金から 6,402 万円を減額し、9 億 7,960 万 3,000 円としております。項 1 県補助金です。

款 7、繰入金から 70 万 2,000 円を減額し、1 億 3,014 万円としております。項 1 一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額 14 億 1,443 万円から 6,472 万 2,000 円を減額し、13 億 4,970 万 8,000 円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款 1、総務費から 5 万 1,000 円を減額し、3,598 万 6,000 円としております。項 3 運営協議会費です。

款 2、保険給付費から 6,376 万 8,000 円を減額し、9 億 6,100 万 8,000 円としております。項 1 療養諸費、項 2 高額療養費、項 4 出産育児諸費です。

款 3、国民健康保険事業給付金及び款 5、保健事業費は財源内訳変更のため補正額は 0 円です。

款 8、予備費から90万3,000円を減額し、3,461万8,000円としております。項 1 予備費です。

歳出合計、補正前の額14億1,443万円から6,472万2,000円を減額し、13億4,970万8,000円としております。今回の専決につきましては、歳出については主に一般被保険者の療養給付費及び高額療養費などの減額と出産育児一時金の減額です。歳入につきましては、療養給付費及び高額療養費、出産育児一時金の減額に伴いまして、普通交付金及び一般会計繰入金の減額が主な理由です。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部です。なにか質疑ありませんか。

6 番、荒田議員。

○6 番（荒田 博君） 6 番です。保険給付費の減額が主なものだと思いますけれども、課としてはこれをどのように考えられておられますか。減額に至った、加入者も減ってきているとかその辺りもありますけれども、利用された方が少なかったとか、その辺りの分析はどのように考えられておられますか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 保険給付費の減額についてですけれども、主な理由としまして3月補正の予算編成時には給付費であります1月から3月分の給付額がまだ支払いが未確定の状況であります。給付額が高い月と低い月を大体差を出しますと、当時約2,360万円くらい月によってそういう差が出ております。そのため、給付額が高い月を参考に約3か月分の給付額を見込んだところで予算確保をしておりましたけれども、結果的にそういう一番高いような金額では請求がなかったというようなことで、このような差が生じて、最終的には減額補正というふうになりました。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9 番、井芹議員。

○9 番（井芹しま子君） そのために全体としては、これが最後のあれになると思うんですけど、結果としては運営状況についてはそれはどういうふうに影響したのかということと、それはこの予備費についても手をかけることなくそのまま残っておりますので、そういった点では運営自体はかなり順調だったのかなと思うんですけど、その点についてはいかがですか。

○議長（宮本修治君） 住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 国保特別会計の運営自体については全体としましては年度当初の見込みとおりと言いますか、予備費等を使わずに運営ができたものと考えております。基金等の残高につきましても、一時的な運用ということで令和7年度中に1,000万円の取り崩しを行っておりますけれども、現在のところ基金残高は3,000万円ということでまた最終的な決算を行いまして8年度の予算に充当していきたいと考えております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番です。承認第6号、専決処分の報告及び承認についてでございますが、ただいま担当課長がご説明ありましたとおり、歳入歳出それぞれ6,472万2,000円の減額の補正でございますので、何ら異議無く賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第6号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。10分から再開いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長から承認第4号の井芹議員からの質問について答弁の申し出がっておりますのでこれを許します。

税務課長。

○税務課長（松野洋幸君） すいませ、お時間をいただきありがとうございます。申し訳ございませんでした。井芹議員の方から扶養控除の年齢要件についてということでご質問がありました件について答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。年齢要件につきましては12月31日現在の年齢で判定するということになっております。配偶者控除につきましては年齢要件はございません。扶養親族につきましては、一般の扶養親族が16歳以上19歳未満と23歳以上70歳未満、特定扶養親族につきましては19歳以上23歳未満、老人扶養親族が70歳以上となっております。以上となります。

日程第 6 承認第 7 号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第 6、承認第 7 号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは承認第 7 号についてご説明申し上げます。

承認第 7 号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和 8 年 6 月 12 日提出、町長名です。

次のページをお願いいたします。

専第 6 号、専決処分書。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日、町長名です。

記、1、令和 7 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）。

次の次のページをお願いいたします。

令和 7 年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は次に定めるところにより
ます。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 74 万 1, 000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 4, 965 万 8, 000 円とするものです。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 8 年 3 月 31 日、町長名です。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款 10、諸収入から 74 万 1, 000 円を減額し、876 万 3, 000 円としております。項 4 介護予防・生活支援サービス費収入、項 5 雑入です。

歳入合計、補正前の額 17 億 5, 039 万 9, 000 円から 74 万 1, 000 円を減額し、17 億 4, 965 万 8, 000 円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 4、地域支援事業費から 4 万円を減額し、7, 804 万 6, 000 円としております。項 2 介護予防・生活支援サービス事業費です。

款 8、予備費から 70 万 1, 000 円を減額し、1, 280 万 6, 000 円としております。項 1 予備費です。

歳出合計、補正前の額 17 億 5, 039 万 9, 000 円から 74 万 1, 000 円を減額し、17 億 4, 965 万

8,000円としております。今回の補正は、地域包括支援センターの実績により介護予防ケアマネジメント委託料の減額に伴い、介護予防ケアマネジメント費収入も減額、そのほか、諸収入の減額によるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。
本予算全部です。何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番甲斐でございます。承認第7号、専決処分の報告及び承認についてでございます。ただいまご説明がありました令和7年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出それぞれ74万1,000円を減額ということでございます。委託料等の減額によるものということですので、何ら異議なく承認いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第7号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第7号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第8号 専決処分の報告及び承認について

○議長（宮本修治君） 日程第7、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（宮崎貴美代君） 承認第8号についてご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

令和8年6月12日提出、町長名です。

次のページをお願いします。

専第7号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

令和8年3月31日、町長名です。

記、1、令和7年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）。

次の次のページをお願いします。

令和7年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものといたします。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,173万7,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものといたします。

令和8年3月31日、町長名です。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入です。

款1、後期高齢者医療保険料に50万円を追加し、1億4,409万2,000円としております。項1後期高齢者医療保険料です。

款4、繰入金から58万8,000円を減額し、6,738万1,000円としております。項1一般会計繰入金です。

款6、諸収入に50万1,000円を追加し、604万7,000円としております。項4受託事業収入及び項5雑入です。

歳入合計、補正前の額2億2,132万4,000円に41万3,000円を追加し、2億2,173万7,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1、総務費及び款3、保険事業費については、財源内訳変更のみのため補正額は0円です。

款5、予備費に41万3,000円を追加し、153万2,000円としております。項1予備費です。

歳出合計、補正前の額2億2,132万4,000円に41万3,000円を追加し、2億2,173万7,000円としております。今回の専決につきましては、歳入については、普通徴収分の保険料の増額のほか、事務費の確定による一般会計繰入金の減額、また広域連合の受託事業であります健康保持増進事業収入の確定による減額、後期高齢者医療広域連合補助金の確定による増額です。歳出については、歳入に伴う財源内訳変更が主なものです。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についてお願いいたします。

本予算全部です。何か質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 10番宮川です。承認第8号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、令和7年度の甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号）でございます。ただいま担当課長の説明でありましたように、41万3,000円を追加しての補正ということで、承認することに賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから承認第8号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、承認第8号「専決処分の報告及び承認について」は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 報告第1号 令和7年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第8、報告第1号「令和7年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは報告第1号についてご説明申し上げます。

報告第1号、令和7年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和7年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越額の順でいたします。

款2、総務費、1、総務管理費、役場駐車場用地等購入事業6,850万円、同じく地籍調査字図復元データ更新事業463万1,000円、3、戸籍住民登録費、住民記録システム改修事業80万1,000円、同じく戸籍附票システム改修事業193万6,000円。

款3、民生費、1、社会福祉費、介護基盤緊急整備特別対策事業700万円、2、児童福祉費、物価高対応子育て応援手当事業38万7,000円、3、災害救助費、住宅応急修理事業1,747万8,000円。

款 4、衛生費、1、保健衛生費、健康管理システム標準化事業929万5,000円、同じ水道料金軽減事業3,644万7,000円。

款 5、農林水産費、1、農業費、農地利用効率化等支援交付金事業590万3,000円、同じく農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業 6 億3,060万円、同じく大雨営農再開支援事業544万2,000円、同じくやな場下流橋補修事業303万1,000円。

款 6、商工費、1、商工費、ふるさと応援チケット発行事業65万8,000円、同じくLPガス価格高騰対応生活者支援事業1,014万4,000円、同じく津志田河川自然公園井戸ポンプ設置事業350万円。

款 7、土木費、2、道路橋りょう費、道路新設改良事業 2 億9,399万2,000円、4、住宅費、耐震改修促進計画改定事業483万4,000円。

款 8、消防費、1、消防費、浸水対策事業 1 億2,797万7,000円。

次のページをお願いします。

款 9、教育費、4、社会教育費、陣ノ内城跡史跡指定地公有地化事業61万1,000円、同じく生涯学習センター舞台照明設備更新事業737万円。

款10、災害復旧費、1、農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業 2 億1,543万4,000円、同じ林業用施設災害復旧事業 2 億6,678万1,000円、2、公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業 9 億258万6,000円、3、文教施設災害復旧、総合運動公園災害復旧整備事業 1 億6,450万円、4、その他公共施設・公用施設災害復旧費、陣ノ内城跡災害復旧事業5,182万6,000円。合計といたしまして翌年度繰越額が28億4,166万4,000円となっております。令和 8 年 6 月12日提出、町長名です。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 農林水産業費の農業費、この農業共同利用施設再編集約・合理化支援事業 6 億3,000万あまりありますけれど、これはJAの乾燥施設、大豆の補助金、そういう関係だと思うけれども、これについてもう少しどういうこと、どういうことというか改良されるんだろうけれども、それを内容を知りたいというのが1つと、これは甲佐町が本所がそこにあるから窓口になってうちがやるのかということの確認、それともう1つはこれは県の事業ですか、国の事業じゃなくて県の事業でやられるんですか。その3つだけ、お願いします。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） まず機械に関しましては乾燥施設としまして乾燥機が時間当たり29トンが2基、それと集排塵施設としまして湿式集塵装置が1基、それと荷受け施設としまして時間当たり25トンの計量機が1基、それと踏み込みホッパー、灰藁用送風機と乾燥機等が入っております。それと先程おっしゃられましたようにJA上益城のほうが本所が甲佐町ということで甲佐町のほうで申請をしております。それと事業につきましては国が2分の1、県のほうが10分の1ということで補助がなっております。以上になります。

す。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） 国が2分の1、県が10分の1ということですね。それじゃあ総事業費はどれくらいになるんですか。6億が総事業費ですか。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 総事業費といたしまして11億5,610万円となっております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 10番、宮川議員。

○10番（宮川安明君） JAさんの持ち出しというかJAさんが出されるのはいくらぐらいになるのか。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時30分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 時間を取らせて申し訳ございません。6億2,944万1,900円というふうになっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 一番上ですけれども、役場駐車場の用地購入費ですけれども、これ坪単価いくらぐらいになるのかということと、国の今回の補正によって確か水道の補助についても出てたと思うんですけど、町独自で今出しておりますのでその兼ね合いと、それと総合運動公園の今復旧が行われておりますけれども、野球場とソフトボール、それぞれの予算についてお尋ねします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） その駐車場用地の坪単価、平米単価でございますけれども、1万8,200円としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 水道に対する国の補助ということでございますが、こちらの補助事業につきましては、今後町の施策として企画課あたりと調整しながら今後どういうふうに進めていくかは検討していきます。以上になります。

○議長（宮本修治君） 社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君） 総合運動公園の野球場、ソフトボール場の復旧費用の件だと思いますが、申し訳ございませんが、今手元に資料がございませんので後ほど回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮本修治君）　しばらく休憩します。

休憩　午前11時32分

再開　午前11時45分

○議長（宮本修治君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（内田健司君）　お時間をいただきありがとうございました。先ほどの井芹議員からの質問で総合運動公園の野球場、ソフトボール場の復旧事業費ということでございましたけれども、野球場に關しましてが約8,000万円、ソフトボール場に關しましてが約2,500万円の事業費となっております。以上となります。

○議長（宮本修治君）　ほかにありませんか。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君）　1番甲斐でございます。商工費の中のプレミアム応援チケットについて、まず3点評価する部分と1点今後の取り組みについてお尋ねいたします。まずは評価する部分ということで子育て世帯、それから高齢者の方々にプラスアルファしていただいたこと、これは私も子育て世代でうちも親父・お袋がおりまして非常に喜んでいらっしゃいました。また時期といたしましても年度がわりとといいますか3月から4月にかけてだったですかね、にかけてということで、学年が上がる子育て世帯、いろいろ制服やなんやなんかで物入りです。そういった世帯、時期としても非常に良かったと思っております。もう1点がこれ商工会なんですけれども、換金のスピードが非常に早くてその週の金曜日までのチケットを翌週の水曜日に換金してくれるということで商工会にも非常に良い対応していただいたと思っております。今後またふるさと応援チケットの取り組みですけれども、私はプレミアム付き商品券の発行を是非やっていただきたいと思っております。仮に甲佐町の人口が1万人だといたしますと7,000円の商品券を配れば経済効果は7,000万円でございますが、仮に1万円を手出しをいたしまして7,000円分のプレミアム付き発行をいたしますと1億7,000万円の経済効果がございます。これは物価高対策にもなりますし今、原材料高で困っていらっしゃいます商工業者の支援にもなるかと思っております。このプレミアム付き商品券の今後の発行はあるのかなのか、よろしく願いいたします。

○議長（宮本修治君）　地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君）　プレミアム付き商品券の発行につきましては以前、令和3年度事業ということで実施をさせていただいております。その時は一般のプレミアムにつきましては5,000円に対しましてプレミアム率を100%ということで1万円分の商品券がもらえるというような制度でございました。こちらにつきましても効果といたしましてはあったということで感じておりますけれども、一方でやはり1回お金をお支払いしないといけないということで、特に高齢者の方であつたり所得がなかなか上がってない方につ

きましては、その1回目の手出し分につきましても負担があるというようなご意見もございましたので、その後につきましては手出しがまず最初にいない今のふるさと応援チケットというような形でさせていただいております。今後につきましても町長の答弁の中でも経済対策の中で考えるということでさせていただいておりますので、いただいた意見につきましても貴重な意見といたしまして受け止めまして、今後の事業構築に役立てさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

5番、佐野議員。

○5番（佐野安春君） 5番佐野です。質問もあつてはるんですけども、もう1回別の角度から確認です。役場駐車場の購入事業ですが、これはこれで最終なのかということと、相手方、地主さんは何人いらっしゃるのか、そこをお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） 最終分についてなのかということについては金額という意味ですか。広さにつきましては面積につきまして4筆ありまして2,773.55平米で確定、その面積になります。相手方については1名になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。一番下の方の消防費の中で浸水対策事業で1億2,700万繰越がありますけれども、この場所とその候補、浸水対策の事業の候補と言いますか内容をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 消防費の中の浸水対策事業費の繰り越しなんですけれども、事業といたしましては馬門川の浸水対策と横田地区の浸水対策、河川監視カメラと下横田の排水ポンプ場の改修工事を繰り越し事業として予定しております。馬門川の浸水対策事業につきましては溜池の改修工事を行っておりますので、その部分の関連事業という形になります。横田地区浸水対策事業につきましては河道掘削、大井手川の河道掘削を高校の前のところを行っておりますけど、あちらを繰り越しで行っているところです。あと監視カメラにつきましては全体で7箇所予定しております、現在4箇所終わってるんですけども、残り3箇所を繰り越しで行っているということです。それから下横田の排水ポンプ場の改修工事につきましては緑川団地の奥の方にございます下横田排水ポンプ場のポンプの固定配管工事とそれとそれに関連する工事を行っているところです。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

6番、荒田議員。

○6番（荒田 博君） 6番。ただいま3番議員が聞かれました浸水対策事業で下横田ポンプのことがお話になられましたので繰り越し事業ということでございますが、現状、今終わってるのかどうかと実際問題、昨年8月にありました時にそういった部分がありますので、今後その試験、要はされて使えるのかどうか等の梅雨時期に入る前に試験をさ

れているのか、その２点をお尋ねいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 下横田排水ポンプ場の工事の現状ですけれども、今までの常設のポンプではありませんでしたので、それを常設して水が溜まってきたら緑川に放水するというような固定の配管の設備をやっておりますして配管の方はある程度できたんですけれども、一応鋼管で渡すような形になっておりまして、そちらの鋼管の方がまだ届いておりませんのでそれが届き次第設置していきたいというふうに思っております。ただホース自体はポンプが繋がっておりますので万が一の時に対応できるかというふうに思っております。ただ通水試験につきましては電気が今日、明日ぐらいに設置される予定ですので、それが完了しましてから通水試験を行っていたいと思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第１号「令和７年度甲佐町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第９ 報告第２号 令和７年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（宮本修治君） 日程第９、報告第２号「令和７年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは報告第２号についてご説明申し上げます。

報告第２号、令和７年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第２項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

記、令和７年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書。

説明につきましては、款、項、事業名、翌年度繰越の順でいたします。

款４、地域支援事業費、項１、包括的支援事業・任意事業費、事業名地域包括支援システム改修事業、翌年度繰越額147万4,000円。

合計翌年度繰越額147万4,000円です。令和８年６月12日提出、町長名です。

以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第2号「令和7年度甲佐町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

○議長（宮本修治君） 日程第10に行く前にしばらく休憩します。資料の配布があるそうで、昼食も兼ねて1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10 報告第3号 令和7年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

○議長（宮本修治君） 日程第10、報告第3号「令和7年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） 報告第3号についてご説明申し上げます。

報告第3号、令和7年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について。地方公営企業法第26条第3項の規定により、下記のとおり報告いたします。

記、令和7年度甲佐町水道事業会計繰越明許費繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。繰越事業につきましては、下の表のとおり2事業ございます。それぞれ款、項、事業名、翌年度繰越額の順に説明させていただきます。

1つ目が款資本的支出、項建設改良費、事業名町道大町塔ノ木線配水管布設替工事（1工区）、翌年度繰越額1,585万円、2つ目が款資本的支出、項建設改良費、事業名町道八丁吉田線配水管布設工事、翌年度繰越額1,850万円。翌年度繰越額の合計は3,435万円です。繰越しの理由につきましては、説明欄の記載のとおりでございますが、町道大町塔ノ木線配水管布設替工事（1工区）につきましては、町道の改良拡幅工事に併せての工事であり、各種工程調整などに時間を要したことによる工期の延長でございます。また、町道八丁吉田線配水管布設工事は人員・下請業者の確保に時間を要したことによる工期の延長でございます。令和8年6月12日提出、町長名でございます。以上で報告を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番森田です。ただいま繰越理由についてご説明がありましたけれども、大町塔ノ木線については道路改良もあっているということでこの説明で了承しますけれども、次の八丁吉田線ですが災害復旧工事の本格化に伴い、人員・下請業者の確保

に時間を要し工期が延期したと。その下請業者がおらんけん、いないから工期が延期する、そしてそれをまた繰り越すというのは理由としてはどうなのかと思うんですが、いかがですか。

○議長（宮本修治君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（田上和広君） ただいま森田議員の方からご質問がありましたとおり、昨年の8月豪雨による影響が大きいものと考えられます。町発注工事におきましては水道事業者は建設業者を下請けにおいて工事を進められておりますけれども、豪雨災害以降は建設業者が災害復旧工事に手を取られたことによって、下請けがなかなか確保できなかったというような状況で、今回繰越となっております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「令和7年度甲佐町水道事業会計予算繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第11 議案第34号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第11、議案第34号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 議案第34号のご説明を申し上げます。議案第34号、工事請負契約の締結について。7 災補農第20号、西寒野地区鹿生田堰頭首工災害復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。令和8年6月12日提出、町長名でございます。

1 契約の目的、7 災補農第20号 西寒野地区鹿生田堰頭首工災害復旧工事。2 場所、甲佐町大字西寒野地内。3 契約金額、7,911万2,000円、税込みになります。4 契約の相手方、住所、熊本県上益城郡甲佐町大字豊内685番地4、称号または名称、田中建設株式会社甲佐支店。代表者、取締役支店長田中勝廣。5 契約の方法、指名競争入札。提案理由につきましては省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。次のページに資料1といたしまして概要を示しておりますので、工事概要について説明させていただきます。土木工事としまして、埋塞土砂撤去325m、コンクリートブロック積工98平米、根固めブロック工36個、魚道工1箇所、施設機械工事としまして、起伏ゲート工1箇所、スライドゲート工1箇所となります。次のページに資料2としまして仮契約書の写しを添付しております。次のページに資料3としまして施工箇所を添付しております。また、その次のページに資料4として被災状況写真を添付しております。また、本日お配りしました紙にて図面を追加しております。この予

定価格につきましては、7,991万3,900円税込みでした。なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合には、軽微な変更につきましては、町長の専決により実施させていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提出させていただくことでご了承をいただきますようよろしくお願いいたします。以上、説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） ちょっとお尋ねしますけれども、昨年8月の豪雨で被災をしておりますけれども、その当時は一応もう田も植わっております、ただ水を取らにゃいかんということで応急的にポンプかなんかをすえて昨年はされたと思います。今年も田植えがもう始まっておりますと思いますけれども、そういった中で現在の今からこれは契約なんで本体工事は今から入られると思うんですけれども、今どのような形で用水を取られておるのか、そしてその本体工事は工期をいつまでとっておられるのかを見ておりませんだったんですけれども、最終的には何月頃には完成するのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） 昨年、被災した時には農政局のほうからポンプを2台置かせていただきまして給水しております。今年度に入りまして管理ということで水の管理ということで委託をしてもらっております。そこには大型土嚢を河川のほうに設置しまして現在、水を摂取している状況になります。それと工期につきましては来年の3月12日を予定としております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 4番です。すいません、ちょっと工事内容のことでお尋ねをいたします。自分の方も勉強不足なのでわからないんですけれども、管理道路の補修の部分でパラペットのコンクリート舗装という意味だろうと思うんですけれども、これはどういう舗装になりますか、教えてください。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） コンクリート舗装が実際、管理道路としまして剥がれている部分がございます。その部分を災害復旧の工事の中に入っておりますので、そこら辺が記載されております。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時11分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すみません、時間を取らせました。パラペットとは建物等の外周部に設けられる立ち上がった低い壁になります。以上になります。

○議長（宮本修治君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時12分

再開 午後 1 時13分

○議長（宮本修治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） すみません、時間を取らせました。先ほど建物と申しましたが、道路部分に河川との間に擁壁を作るというふうになります。以上となります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3 番、鳴瀬議員。

○3 番（鳴瀬美善君） 3 番です。議案第34号、工事請負契約の締結についてでございます。昨年の8月豪雨により被災した頭首工の災害復旧工事であり、被災直後より応急対策により出水を行っている状況であることから早急な復旧を願うものでありますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第34号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第35号 工事請負契約の締結について

○議長（宮本修治君） 日程第12、議案第35号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 議案第35号についてご説明申し上げます。議案第35号、工事請負契約の締結について。道路メンテナンス事業、町道船津上早川線甲佐大橋補修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結することとするものでございます。令和8年6月12日提出、町長名でございます。

記、1 契約の目的、道路メンテナンス事業、町道船津上早川線甲佐大橋補修工事。2 場所、上益城郡甲佐町大字糸田地内。3 契約金額、1億3,695万円。4 契約の相手方、上益城郡甲佐町大字糸田1353番地1、株式会社清甲、代表取締役奥名貴一。5 契約の方法、指名競争入札。提案理由につきましては省略させていただきます。次のページをお願いいたします。説明資料1といたしまして工事請負仮契約書の写しを添付しております。次のページをご覧ください。説明資料2に今回の入札結果を添付しております。次のページをご覧ください。説明資料3です。こちらに今回の工事概要等の資料を添付しております。説明資料3で工事概要等を説明させていただきます。今回の町道船津上早川線甲佐大橋補修工事につきましては、5年ごとに行います橋梁点検において橋梁の健全度が3と判定されまして早急に修繕が必要であるとされたため、点検結果に基づき補修工事を行うものでございます。工事の概要としましてはこちらの資料3の枠囲みに書いてありますけれども、橋面防水工が3862.1平米、舗装工が3862.1平米、区画線工が1370.8m、伸縮装置取替工が81.3m、変異制限装置工が2基、支承修繕工が2基となっております。まずこの橋面防水工と舗装工、区画線工についてでございますけれども、こちらの橋梁が554mございまして橋面防水と舗装・区画線工の工事を全面行うものです。右下に橋面防水工と舗装工の断面図で赤く示しているところがございまして、そちらの車道部分の施工となります。舗装の劣化と橋面の防水効果が低下しているため行うものでございます。また区画線や滑り止め工につきましては、舗装を再設置することで道路の視認性を取り戻しまして通行車両の安全性や橋梁を良好な状態に保つこととなります。次に伸縮工ですけれども、伸縮工につきましては上段の平面図、側面図と平面図がございまして、平面図の中で赤囲みしておりますA1、A2橋台及びP1からP3それからP7からP10の橋脚に設置しております伸縮装置を取り替えるものでございます。中央の下に伸縮装置取替工の写真をつけておりますけれども、伸縮装置は橋桁と橋桁の間に設置するもので温度変化や振動によりまして橋桁が損傷を受けないように設置するものでございます。経年劣化によりまして漏水や損傷が生じておりますので橋梁の耐久性に影響を与えるため取替を行うものでございます。次に変異制限装置工です。上段の側面図でP3の橋脚に設置しますけれども、変異制限装置と言いますのは地震とか地盤変動によりまして過剰な変異や変異を抑制する装置でございまして、中段の右側に参考写真と断面図を添付しておりますけれども、橋梁上部にある橋桁の上流下流の両側に補強するものでございます。次に支承修繕工ですけれども上段の断面図で示しておりますこちらもP3の橋脚に設置しているものです。支承とは橋の上部構造と下部構造の間に設置される部材で橋が車両の通行や温度変化、地震による影響を受ける動きを吸収しまして橋の損傷を防ぎ安全性を確保するものでございます。中央下に参考写真を添付しておりますけれども、今回の工事では支承にズレがあるため補修を行うも

のでございます。以上が本工事の概要説明となります。なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合は、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただきまして、工事が竣工する前までに変更契約の締結につきまして議会へご報告・ご提案させていただきたいということでご理解をいただければと思います。以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。なにか質疑はありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 今、説明いただきましたけれども今回この支承の変異があるということで工事をされるんですけれども、この原因ですかね。この変異については熊本地震でもこれ倒壊はしませんでしたけれども、今回の変異については熊本地震の影響でこれが変異して今回補修というか修理をされるのか。じゃなくて、熊本地震の後にも1回はしたんだけれども、その年数が来たんで、また自然的な変異があって工事をされるのかどちらですかね。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 支承の状況についてですけれども、熊本地震後の時にはまだ県の方で管理をされておりまして熊本県で一応目視点検をされておりますけれども、その時には異常とかは報告されておりましたので補修等は行われておりませんでした。今回、平成6年に、すみません、令和6年に町のほうで橋梁点検を行った時にずれが確認できましたので今回初めて工事を行うものとしております。以上でございます。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） この写真を見ますとこの舗装の打ち替えもされるということですね。写真で見ると支承が車道部と歩道部にも当然繋がっておると思いますけれども、そこは支承全体を更新して、ただ舗装については車道部だけとさっきお尋ねで聞いたみたいですね。けれども、これは歩道のところもだいぶ傷んでる気がするんですけれども、できれば今回この歩道も一緒にしとけば相当イメージ的には綺麗な出来上がりになるとでないかという思いはありますけれども、その辺はなぜこの歩道をされなかったのかと思いますのでお願いします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 舗装についてですけれども、点検の方で歩道の部分も点検させていただきまして歩道には今回異常が見られなかったということで対象外ということで、対象外というか今のところ安全ですというところで、また5年ごとに点検しますので、その時にまた異常があれば歩道の方も今後補修なり等していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） この工事の工期というか、どのくらいかかるのかお尋ねをいた

します。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 工期につきましては、3月19日を予定しております。以上です。

○議長（宮本修治君） 4番、森田議員。

○4番（森田精子君） 今回の工事請負については理解を示しますが、来年平成9年度から上益城郡の廃棄物処理場の造成工事が始まると思うんですけれども、路線から見ると、ただいま平成と言いましたけども令和です。すいません。令和9年です。訂正させていただきます。その部分についてですね。何回かあの路線通ってみたんですけれども、かなりダンプの量が多くて轍が立っているところがかかなり見受けられます。そういう点も含めたところでせっかく大橋だけじゃなくて修理をされるということであれば、その道路路線のパトロールもされて来年度に向けて修理もしていたほうがいいんじゃないか、現在すぐにもして欲しいようなところも実はあったんですよ。それが甲佐町の区間なのか御船町の区間なのか自分の方で判断ができなかったもんですから建設課の方には届け出なかったんですけれども、一度パトロールされて見られていたほうがいいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） 建設課長。

○建設課長（白石 亨君） 舗装につきましてはパトロールもそうですけれども、メンテナンスということで劣化等を確認しながら状況を確認しながら計画的にやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 議案第35号、工事請負契約の締結についてであります。今回甲佐大橋の補修工事でありますけれども、これ点検によって危険だということで認められての工事でありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第35号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第36号 令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第13、議案第36号、令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（荒田慎一君） それでは議案第36号についてご説明申し上げます。

議案第36号、令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）です。

次のページをお願いいたします。

令和8年度甲佐町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,286万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億1,929万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によります。

令和8年6月12日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款15、国庫支出金から3,901万2,000円を減額し、24億6,075万4,000円としております。2の国庫補助金です。

款16、県支出金から1,055万7,000円を減額し、9億1,671万7,000円としております。2の県補助金です。

款19、繰入金に2,023万6,000円を追加し、15億3,735万9,000円としております。1の基金繰入金です。

款21、諸収入に30万円を追加し、5,938万1,000円としております。5の雑入です。

款22、町債に8,190万円を追加し、17億1,050万円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額148億6,643万円に5,286万7,000円を追加し、149億1,929万7,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1、議会費に57万1,000円を追加し、7,643万7,000円としております。1の議会費です。

款2、総務費に381万6,000円を追加し、31億412万2,000円としております。1の総務

管理費です。

款 3、民生費に436万6,000円を追加し、23億747万円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款 4、衛生費に890万4,000円を追加し、6億4,361万5,000円としております。1の保健衛生費です。

款 5、農林水産業費に1,378万7,000円を追加し、5億9,937万円としております。1の農業費です。

款 7、土木費に1,597万1,000円を追加し、16億8,296万5,000円としております。1の土木管理費です。

款 8、消防費に30万円を追加し、6億840万1,000円としております。1の消防費です。

款 9、教育費に515万2,000円を追加し、6億5,834万円としております。1の教育総務費から5の保健体育費までです。

歳出合計、補正前の額148億6,643万円に5,286万7,000円を追加し、149億1,929万7,000円としております。

次のページをお願いします。

第2表、地方債補正、1の変更です。

説明は、起債の目的、補正額、補正後の限度額の順で行います。過疎対策事業債に190万円を追加し、限度額を9億1,240万円としております。緊急自然災害防止対策事業債に8,000万円を追加し、限度額2億7,100万円としております。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。質疑については、本予算全部についてお願いします。本予算全部です。

9番、井芹議員。

○9番（井芹しま子君） 8ページですけれども金額は少ないんですけれども介護分野の職員の賃上げということで11万3,000円計上されておりますけれども、これについてもう少し詳しく説明お願いしたいのと下の方の新規就農者のチャレンジの事業ですけれども、これについては対象者がおられると思いますけれども、何名ほどおられるのかお尋ねをいたします。

○議長（宮本修治君） 福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） 介護分野の職員の賃上げ職場環境改善支援事業補助金についてご説明申し上げます。こちら国による強い経済を実現する総合経済対策におきまして介護職員のほか産業との賃金の差や人材不足が厳しい状況にあることからこちらの方が設けられていることとなります。令和8年度介護報酬改定におきまして必要な対策を行うことが決定されておりますけれども、報酬改定の時期を持たずに人材流出を防ぐために緊急的対応として賃上げ、職場環境改善の支援をされることとしております。令和8年度介護報

酬改定といたしまして令和8年6月処遇改善が新設されておりますけれども、この本事業につきましては令和7年12月から令和8年5月、6ヶ月分の期間における介護職員等の賃上げ、職場改善支援のための補助を行うものとなっております。以上となります。

○議長（宮本修治君） 農政課長。

○農政課長（上古閑一徳君） お答えします。新規就農者チャレンジ事業につきましては本年度からの新規事業になります。これは早期の経営発展を目指し意欲的に取り組む認定新規就農者65歳未満に対しまして、農業機械とか施設の導入の取り組みを支援するものです。現在1名を予定しております。以上になります。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。歳入なんですけれども18の寄附金で、これは補正はされてはおりませんけれども予算ということでお尋ねできればと思っております。何かというと40億の歳入を見込んでおられます。先ほども7年度の補正の方で質問をさせていただきましたけれども、ふるさと応援寄附金、これがおそらく4月からスタートして4月5月ということでもう歳入も入ってきてるんじゃないかという思いがあります。予算立てしてありますけれども先ほど7年度で行くと54億55億ぐらいで補正がなされたと思います。40億円の予算を計上して2ヶ月ほどですけれども、スタートを切ったところでございますのでこの目標に向かっての見通しですね。はどのように推測できますでしょうかということでお尋ねいたしたいと思います。

○議長（宮本修治君） 地域振興課長。

○地域振興課長（羽祢田直美君） まず令和8年度の5月末現在の寄附金といたしましては約2億3,000万というところでございます。こちらにつきましては前年と比較しますと前年の27%程度ということでございますので寄附額につきましては昨年度の同時期よりも少ない今状況となっております。ただし議員もおっしゃられましたとおり、当初予算につきましては40億という目標を立てさせていただいておりますので、現在もいろんな米の動向等もございますけれども、中間事業者と協議をしながらいろんなキャンペーンを打つなど考えながらその目標額に向けて今進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本修治君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、鳴瀬議員。

○3番（鳴瀬美善君） 3番です。議案第36号、令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）でございます。補正額で5,286万7,000円の増額ということでございます。歳出では

民生費でオンラインシステム改修費の増額、農林水産業費では農機具導入への補助や担い手支援への補助の増額、歳出で見ますと保育所物価高騰対策支援金事業費の補助金や農林水産事業費補助金の増額補正などがありますので、何ら異議なく賛成とさせていただきます。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第36号「令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号「令和8年度甲佐町一般会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第37号 令和8年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（宮本修治君） 日程第14、議案第37号「令和8年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（高原貞典君） それでは議案第37号、令和8年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

令和8年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,395万8,000円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和8年6月12日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算。歳入です。

款5、国庫支出金に36万5,000円を追加し、4億4,357万1,000円としております。項2 国庫補助金です。

款8、繰入金に80万7,000円を追加し、2億9,440万1,000円としております。項1 一般会計繰入金です。

歳入合計、補正前の額16億6,278万6,000円に117万2,000円を追加し、16億6,395万8,000円としています。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款 1、総務費に117万2,000円を追加し、5,549万7,000円としております。項 1、総務管理費です。

歳出合計、補正前の額16億6,278万6,000円に117万2,000円を追加し、16億6,395万8,000円としております。

今回の補正は人事異動に伴う人件費の増額と令和 8 年度介護保険法改正に伴います介護保険システムのシステム改修による増額によるものでございます。以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本修治君） これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部です。なにか質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1 番、甲斐議員。

○1 番（甲斐良二君） 1 番甲斐でございます。議案第37号、令和 8 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）でございます。ただいまご説明がありましており、歳入歳出それぞれ117万2,000円を追加されたということでございます。人件費それからシステム改修費の増加ということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮本修治君） これで討論を終結します。

これから議案第37号「令和 8 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第37号「令和 8 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」は原案のとおり可決されました。

日程第15 議員の派遣について

○議長（宮本修治君） 日程第15、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思います。

なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、お手元に配布のとおり派遣すること、日程等の変更については、議長に一任することに決定しました。

日程第16 各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮本修治君） 日程第16「各委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。

お手元に配付のとおり、総務文教・産業厚生 の 2 つの常任委員会及び議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本修治君） 異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（宮本修治君） 以上をもって、本定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これで会議を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

甲斐町長。

○町長（甲斐高士君） それでは 6 月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。今期定例会は、6 月 12 日から本日までの 5 日間にわたり、ご提案をいたしました議案等の案件につきまして精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たり、ご同慶に存するものであります。ここにご議決をいただきました令和 8 年度一般会計補正予算をはじめ、各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、政策の推進を図ることができますとともに、ご指摘をいただきましたことをふまえて、なお一層の住民生活の安全と福祉の向上に努めてまいり所存でございます。今後とも町政発展のため、特段のご協力とご指導をいただきますよう心からお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。どうぞありがとうございました。

○議長（宮本修治君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12 日に開会、本日 16 日までの 5 日間にわたり終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し、深く感謝を申し上げます。

なお、執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に

向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、今後とも町民の付託とご期待に応えるべく更なるご尽力を賜りますようお願い申し上げます次第でございます。

最後に、これからますます暑い時期に向かいます。皆様には切にご自愛くださいますようお願い申し上げ、令和8年第2回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後1時45分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 8 年 第 2 回 定 例 会

令和8年6月発行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 本 修 治
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 井 上 幸 介
作 成 オフィスエムワン TEL (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198